

《資 料》

「ドイツ牧舎」(徳島板東) 指導者クラウスニッツァーの生涯

松 尾 展 成

- (1) 初めに
- (2) クラウスニッツァーの生没年
- (3) 青島渡航以前のクラウスニッツァー
- (4) 板東時代のクラウスニッツァーに関するドイツ語資料
- (5) 帰国後のクラウスニッツァー
- (6) 補論1 久留米「収容所楽団」指揮者オットー・レーマンの生涯
- (7) 補論2 「俘虜名簿」の「本籍地」と出生地との関係
- (8) 終わりに

(1) 初 め に

「ドイツ牧舎」は第一次大戦期に徳島県板東町に創建されたが、その技術指導者として活動したザクセン王国出身者がいた。板東俘虜収容所に収容されていたフランツ・クラウスニッツァーである。松尾 2002c は、日本語文献を利用して、彼の活動を追跡したけれども、本稿の主題は、ドイツ語資料に基づいて、クラウスニッツァーの全生涯を跡づけることである。主たる資料は、彼の次女から送られてきた、以下のものであり、年代はすべて1900年代である。

- (1) 07年エルビスドルフ村教会の堅信礼証書
- (2) 09年クルメンヘナースドルフ村実業補習学校の終了証明書
- (3) 09年クルメンヘナースドルフ村騎士農場上級酪農担当者による修業証明書
- (4) 19年徳島県板東町「トミダ酪農場」による就業証明書
- (5) 19年徳島県瀬戸村「トミダ ハラサプロ」など3名からの感謝状
- (6) 24年ザクセン邦農業協議会の酪農親方証明書
- (7) 34年ドイツ労働戦線、全国経営共同体による就業証明書
- (8) 38年ルードルフ・ザック農業試験場による就業証明書
- (9) 50年プラーニッツ村の一農民による就業証明書
- (10) 54年バイヒャ＝ゲーデリッツ人民農場による就業証明書
- (11)–(14)の確認書。(11)は09年12月から12年9月までの原本4点を、(12)は19年の上記「ドイツ牧舎」関係文書2点を、(13)は19年10月から25年3月までの原本4点を、(14)は32年5月と34年1月の原本2点を、38年に複写・確認したものである。このように、これらの確認書4通は、彼の修業・就業

に関連する数通の証明書を、それぞれ1通にまとめてタイプした文書である。そして、これら4通の文書において、それぞれの証明書の原本と一致することが、全国食糧身分団⁽¹⁾、ザクセン邦農民団⁽²⁾、ライプツィヒ郡農民団⁽³⁾によって38年3月18日に確認されている⁽⁴⁾。以下では、簡単のために、これらの文書4通のうち、(11)を38年確認文書A、(12)、すなわち、「ドイツ牧舎」関係2点の複写を38年確認文書B、(13)を38年確認文書C、(14)を38年確認文書D、と呼ぶことにする。

それ以外の文書として、

- (15) 36年大統領官房長官の植民地記章授与書
- (16) 37年の差出人名判読不能の私信（ライプツィヒ葉巻煙草工場社用便箋使用）
- (17) 38年のザクセン邦農民団、邦農民指導者からの感謝状
- (18) 39年の全国食糧身分団の一機関誌、『家畜の飼養と管理』（編集部）からの原稿依頼状

がある。これらの文書全部のコピーは鳴門市ドイツ館に私から寄贈されている。

なお、松尾 2002a 脱稿以後にも資料・情報を提供してくださった、数多くの個人・機関に謝辞を申し上げたい。とくに田口雅弘助教授、堤論吉氏（久留米市教育委員会）、防衛研究所図書館中尾裕次史料専門官、徳島市医師会、ドイツ東アジア研究協会（東京）、ユルゲン・レーマン氏（ヴァルトハイム市、オットー・レーマン息）、ハンス・マイスナー氏（東京、クルト・マイスナー息）、リスベート・ライポルト夫人（コーブルク市、エドゥアルト・ライポルト娘）、マルクス・フェルテン氏（ゲルゼンキルヒェン市、旧海外派遣軍伝統保護連盟顧問）、ゲリンクスヴァルデ市戸籍部、ランゲンヴァイスバッハ村役場、ラウタータール村役場、ミュンヒェン市市民部、ツィッタウ市戸籍部、ドイツ連邦共和国軍事文書館（フライブルク）、ザクセン州立中央文書館、ケムニッツ市立文書館、フライベルク市立文書館、グーベン市立文書館、リュエデンシャイト市立文書館、マイセン市立文書館、マイセン郡文書館、ドレースデン工業大学文書館、ヴェルテンベルク州立シュトゥットガルト図書館、バルリーン・フンボルト大学図書館、ザクセン州統計局などである。ドイツの機関（市役所・村役場、文書館、図書館など）で、ともかくも回答（調査したけれども成果がなかった、あるいは、調査不可能である、との回答を含む）してくれたのは、72であった。その中には、旧シュレージエン州に関連して、ポーランドの2機関が含まれる。41の機関からは回答が得られなかった⁽⁵⁾。

（注1）全国食糧身分団の原語は *Reichsnährstand* で、全国食糧職分団、全国食糧職能団、全国農業生産者団、全国食糧会議、ドイツ食糧団、全国食糧身分などとも訳されている。

（注2）邦農民団の原語は *Landesbauernschaft* で、邦農民組合、州農業者などと訳される場合もある。

（注3）郡農民団の原語は *Kreisbauernschaft* で、郡農業者と訳される場合もある。

（注4）これら4枚の確認文書が38年3月に作成された理由は、充分には明らかでない。クラウスニッツァーは38年7月初めにライプツィヒからドレースデンに転居・転職した。第5節(7)で示唆されているように、ザクセン邦農民団の本部で搾乳関係者のための任務に従事することになったのである。この地位に就任するための手続きとして、彼は履歴を取りまとめ、ライプツィヒ郡農民団の確認を受けた、と推測される。

（注5）ここで前稿への補足と修正を記す。ただし、松尾 2002a、第4節（注13）中の久留米「収容所楽団」指揮者オットー・レーマンについては、本稿第6節を参照。

第1. 松尾 2002a.

（i）第1節、2ページ2行目の「シュトゥットガルト現代史研究所図書館」を「シュトゥットガルト現代史図書館」に改める。

- (ii) 第2節(注1)に以下を追加する。なお、小幡公使 1919に含まれる19年11月14日付け北京日本公使館宛北京オランダ公使館書簡によれば、中国に抑留されていて、日本からヨーロッパへの捕虜帰国船に乗船することを要請している戦争捕虜は、ドイツ人160人、オーストリア人・ハンガリー人75人、合計235人であった。
- (iii) 第3節(注10)の「高良内」(久留米)を「高良台」に改める。
- (iv) 第4節(注11)に以下を追加する。(a)古川の名を持つ病院は、当時の徳島市に1病院(院長古川市次郎)しかなかった。徳島市医師会史 1994, pp. 194-229. (b)瀬戸武彦教授のご教示によれば、丸亀収容所日誌はクラウスニッツァーにまったく言及していないが、エンゲルには一度だけ言及している。すなわち、「香川県立高松師範学校外縣立四學校音楽教師ノ希望ニ依リテ俘虜卒エンゲル(音楽教師)及同伍長スタインメッツノ二名市川中尉監視ノ下ニ丸亀高等女學校ニ到リ試験的奏樂ヲ爲ス」(大正5(1916)年10月21日)。この伍長スタインメッツは第3大隊第7中隊の下士官ヘルマン・シュタインメッツ(本籍地ブレーメン)(俘虜名簿, p. 58)であろう。(c)板東収容所解放後のパウル・エンゲルの行方に関して、間接的な資料が存在することが判明した。小幡公使 1919である。それに含まれる19年11月14日付け北京日本公使館宛北京オランダ公使館書簡によれば、日本抑留捕虜の家族で、日本からヨーロッパへの捕虜帰国船に乗船することを要請している上海居住者として、音楽家エンゲルの妻ベルタが、士官シュテヒャーの妻子とともに記載されている。この資料によればエンゲルは、上記の俘虜引渡区分表 1920備考欄の記事とは異なっており、ヨーロッパへの航海を希望していたことになるであろう。

第2. 松尾 2002b.

- (i) 第1節, 37ページの「本節65」を「本節43」に改める。
- (ii) 第1節第1表103. Kuhneのくゝ内をAh. Grimma, Kh. Leipzigに改める。
- (iii) 第1節(注1)の一部を以下のように変更する。なお、この資料は『戦時書類』(防衛研究所図書館)の冒頭と『俘虜関係雑纂1』(外交史料館)の冒頭にある。後者は、E. Fischer, O. Günther(膠州総督府民政長官), W. Dormann, M. Onodi, F. Wegnerの5人を手書きで追加し、死亡者、逃亡者と宣誓解放者を線で消し、相当多くの捕虜について収容所の移動を追記している。そのために、本稿は外交史料館資料を基礎とする。
- (iv) 第1節(注2)に以下を追加する。——第1表81のヒラーについて、マイセン市立文書館から連絡があった。彼についての文書は存在しない。しかし、一郷土史家によれば、彼は14年に19歳で日本軍の捕虜となり、20年に解放された。日本と中国で働いた後、母親の待つマイセンに38年に帰郷した。マイセン市立文書館回答。ニーダーヤーナ(Niederjahna)村は28年にマイセン市に併合された。HOS 1957, S. 83. したがって、俘虜名簿で彼の本籍地とされたニーダーヤーナ村は、出生地・家族住所である可能性が高い。ヒラーに関するマイセンでの伝承が正しいとすれば、彼は帰国船に乗船した(彼の船は、習志野収容捕虜の多くが乗船し、青島に寄港した喜福丸であろう)が、青島で下船して、何らかの職業に従事し、次いで日本で働いた後、帰国したのであろう。他方で、第1表のヒラーの項の左端に○が付けられていないことに示されるように、日本居住許可俘虜 1920は、第1類、「日本内地契約成立者」と第2類、「特別事情ヲ有シ日本内地ニ居住希望者」として、ヒラーを記載していない。そればかりでなく、第5類、「青島ニ於ケル就職既定者」と第6類、「特別事情ヲ有シ青島居住希望者」としても、ヒラーは記載されていない。したがって、帰国船出帆後のドイツ兵は行動に関してもかなり大きな自由を持っていたのであろう。——第1表187のティーレについては、本籍地とされるツィッタウ市との関連が立証された。ツィッタウ市戸籍部によると、パウル・ヨハネス・ティーレは1890年にツィッタウ市で生まれ、1974年に同市で没した。金箔師助手であった彼が、結婚直前の1920年9月に同市戸籍部に提出した証明書類の中に、20年2月29日付けヴィルムヘルムスハーフェン通過収容所からの解放証明書があった。ツィッタウ市戸籍部回答。したがって、彼が青島捕虜(青野原収容、豊福丸で帰国)であったことは、確実である。
- (v) 第1節(注18)に以下を追加する。在東京ドイツ東アジア研究協会の回答によれば、工学士「ギョツペルト」(A. Goepfert)は1914年にドイツ東アジア研究協会(OAG)の会員であり、東京市麻布区新龍土町12番地に住んでいたが、彼のその後の消息は不明である。在東京ドイツ東アジア研究協会回答。OAG 会員であった、この工学士A. ゲプフェルトが、アナベルク市を本籍地と申告した板東収容捕虜アルトゥール・ゲプフェルトであろう。彼の妻は、板東の夫を慰問するために、東京から徳島市に転居したし、彼自身も板東からの解放後、日本に残留したからである。ただし、いつまで日本に滞在したか、は不明である。それに対して、ドレースデン工業大学文書館によれば、アルトゥール・ゲプフェルトの名前をもつ学生は、第一次大戦前のドレースデン高等工業学校に2人いた。1人はフライベルク生まれで、1895-98年に建築学を学んだ。もう一人はアナベルク生まれで、1901-06年に機械学を学んだ。両者とも生年は登録されていない。ドレースデン工業大学文書館回答。ミュンヘン市市民部からの回答によれば、アルトゥール・ゲプフェルトは同部の文書に記載されていない。全ドイツを対象とするドイツ赤十字搜索部(ミュンヘン)からも、同じ内容の回答が届けられた。——アナベルク市で1879年に生まれたアルトゥール・ゲプフェルトは、中国で戦間期に死亡したが、他の2人のアルトゥール・ゲプフェルト(フライベルク

生まれとアナベルク生まれのドレースデン高等工業学校卒業生), 第一次大戦前に東京にいた工学士 A. ゲプフェルト, それに, 第二次大戦後にミュンヘンに住んでいた元板東収容捕虜ゲプフェルトの関係は, 解明されていない。

(vi) 第2節第2表に以下の4人を追加する。

2 a. Koppe, Wilhelm (3467 Dresden) [不記載] (p. 96)

26a. Kleppsch, Paul (3421 Copitz) [不記載]

31a. Kühne, Karl (3424 Gerichtshain) [不記載] (p. 98)

50a. Sieber, Bernhard (3652 Nauhain) [不記載]

(vii) 第2節, 48ページ下から12行目の「62人」を「66人」に改める。

(viii) 第2節, 48ページ下から5行目の「12人」を「16人」に改める。

(ix) 第2節, 49ページ下から10-11行目の「62人」を「66人」に, 「63人」を「67人」に, 「約6%」を「約7%」に改める。

(x) 第2節, 49ページ下から4-6行目の「12人」を「16人」に, 「63人」を「67人」に, 「約19%」を「約24%」に, 「やや高い」を「かなり高い」に改める。

(xi) 第2節(注6)の「比率は…総人口比より低い」を「比率は…総人口比とほぼ同じである」に改める。

(xii) 第3節, 50ページ下から17-18行目の「63人」を「67人」に, 「相当に少ない」を「少ない」に改める。

(xiii) 第3節, 51ページ22行目の「したがって」の前に, 以下の文章を追加する。さらに, 文書館・村役場からの回答によって3人のザクセン王国出身者が判明した。第4表の8と10と16である。

(xiv) 第3節, 51ページ23-25行目の「第4表中の, 誤植を加えた3人(1と5と10)」を, 「第4表の5人(1と5と8と10と16)」に, 「さらに25人」を「さらに23人」に, 「3を加えた219人」を「5を加えた221人」に改める。

(xv) 第3節, 51ページ下から6行目の「64人」を「68人」に, 「65人」を「69人」に改める。

(xvi) 第3節(注2), 52ページ6行目の「1人増加する。」の後に, 以下の文章を追加する。第4表8のグリューナウ村の名称を持つ村の一つは, ツヴィッカウ市立文書館によれば, 現在ランゲンヴァイスバッハ (Langenweißbach) 村に属している。同村役場は, フリードリヒ・パウル・フィッシャーが1884年にザクセン王国ヴィルデンフェルス市で生まれ, 第一次大戦で負傷し, 1967年にグリューナウ村で没した, と回答してくれた。ランゲンヴァイスバッハ村役場回答。彼の家族は第一次大戦当時すでにグリューナウ村に移転していたので, 彼は, 出生地ではないグリューナウ村を本籍地として届け出たのであろう。いずれにせよ, 彼によって, 確実なザクセン王国出身者がもう1人増加した。さらに, 第4表16のミートタンクは, マイセン郡文書館によれば, ロッセン村(俘虜名簿の本籍地)で生まれ, ロマッチュ市で没した(1892-1980)。マイセン郡文書館回答。彼によって, 確実なザクセン王国出身者がさらに1人増加した。

(xvii) 第4節に以下を追加する。

小幡公使 1919=「在本邦俘虜ノ家族送還ニ關シ小幡公使ヨリ稟申ノ件」, 『俘虜関係雑纂10』, 第24。

『俘虜関係雑纂1, 10』, 1巻, 10巻。

(2) クラウスニッツァーの生没年

俘虜名簿 1917におけるクラウスニッツァーの「本籍地」は, 松尾 2002(b), 第1節第1表37にある⁽¹⁾ように, 「ザクセンのブランド」であった。また, **Heimatsadressen** 1919における彼の本国連絡先は, 同, 第2節第2表10に示した⁽²⁾ように, 「ザクセン(王国)ドレースデン県ブランド=エルビスドルフ」であった。ドレースデン県ではもちろん, ザクセン王国でも, ブランド=エルビスドルフの名を持つ集落は, 1都市だけである。これは, 著名な鉱業都市フライベルクの南に位置するブランド市と, 隣接のエルビスドルフ村とが, 第一次大戦勃発直前に統合して誕生した, 都市である。私はその市役所に質問状を書いた。それに対して同市戸籍部は, 問い合わせの人物と同名ではあるけれども, 両者が同一人物かどうかは不明である, との但し書きを付けて, まず次のように回答してきた。

鉱山労働者の父ユーリウス・フェルディナント・クラウスニッツァーと母アマーリエ・アウグス

テ・クラウスニッツァー(旧姓クンツェ)の子として、フランツ・オットー・クラウスニッツァーはプラント市で1892年7月21日に生まれた。彼は1925年3月28日に、ドレースデン市の北西のケッチェンブローダ村でリーナ・ハートヴィヒ・リープシュと結婚した。ドレースデンの西、フライベルクの北にあるタンネベルク村で32年3月に一男が誕生し、37年12月にライプツィヒ市で一女が誕生した。それ以外の子供は不明である。彼は55年12月4日にプロインスドルフ村の人民所有農場で没した。この人民所有農場は、かつての騎士農場から第二次大戦後に人民所有農場に転換されたもので、農業と牧畜を経営した。この農場は現在でもグロース・フォークツベルク(Großvoigtberg)乳牛有限会社として存続している。以上である⁽³⁾。なお、プロインスドルフの名を持つ村は、ザクセンに2村あるが、問題の村は、ケムニッツ市北西の村ではなく、フライベルク市の北西に所在する村であることが、フライベルク郡役所からの回答⁽⁴⁾で後日判明した。

私は、この人物が板東のクラウスニッツァーであるかどうか、について一層の調査をプラント＝エルビスドルフ市戸籍部に要請した。同部は後日、この人物の孫娘(亡くなった息子の子で、結婚のために改姓)を探し出したこと、彼女は同部の問い合わせに対して、彼女の祖父が日本の捕虜収容所にいた、と答えたこと、を連絡してくれた⁽⁵⁾。

これによって、板東「ドイツ牧舎」の技術指導者クラウスニッツァーの生地・生年と没地・没年が確定された。彼は第一次大戦勃発時に22歳になったばかりであり、20年に日本から帰国(本稿第5節(1)を参照)してしばらく後に、28歳になったわけである⁽⁶⁾。また、彼は大战勃発から少なくとも6年間、もし20歳で徴兵され、青島に派遣されたとすると、8年間、家族と故国から、離れていたことになる。

37年12月には彼の一女がライプツィヒ市で生まれた、とプラント＝エルビスドルフ市戸籍部の最初の回答にあったから、私はザクセン州立ライプツィヒ文書館にも問い合わせた。同館からの回答によれば、クラウスニッツァーは搾乳親方であり、すでに38年にはライプツィヒからドレースデンに転居した⁽⁷⁾。この回答に基づいて私がドレースデン市戸籍部に手紙を書くと、同部は彼の娘(結婚のために改姓)の氏名と現住所を教えてくれた⁽⁸⁾。

この住所宛に私が彼女に質問状を出したところ、直ぐに返事が来た。私はその後十数回に亘って、彼女と手紙をやりとりした。彼女は、3男2女の末子であるが、帰国後のクラウスニッツァーの写真5点と資料の写し(上記18点)なども順次送ってくれた。それらの回答と資料⁽⁹⁾を整理して、彼の生涯を辿ってみよう(生地・生年と没地・没年は上記のとおりである)。なお、「青島、1914年7月31日、第3海兵大隊第2中隊上等兵クラウスニッツァー」と書き出された戦陣日記⁽¹⁰⁾が、彼の次女にとって最も重要な遺品として残されている由であるが、私は未見である。

次女から入手した彼の写真5点は、次のものである。(1)1940年頃の単独写真。これは親族の子供の命名式の機会に軍服姿で撮影されており、裏に中国青島派遣軍の軍服(Uniform, Tsingtau China, Schütztruppe)と記されている。髭は板東時代のカイゼル髭ではなく、短い髭となっている。(2)1927年のブルクハルツヴァルデ村⁽¹¹⁾家畜品評会記念と添え書きされた集合写真。彼は、大勢の人を乗せた牛車で、御者の鞭を持っている。(3)放牧された乳牛を背景とした、3人の写真。その中央の人物が彼である。これは、次女によれば、上記(2)と同年のものである。(4)1940年にドレースデン近郊ビルニッ

ツ村⁽¹²⁾における酪農徒弟試験に際して撮影された、試験委員と受験者の集合写真。前列に座っている委員4人の右端が、彼である。(5)彼が没する2月前、1955年10月に撮影された夫妻の写真。他に、日本から帰国する際に持ち帰った、産地不明の金属製コーヒーポットの写真、などもある。

(注1) 松尾 2002b, 第1節第1表の(37)である。俘虜名簿 1917, p.12.

(注2) 松尾 2002b, 第2節第2表の(10)である。Heimatsadressen 1919, S.9.

(注3) プラント＝エルビスドルフ市戸籍部回答。

(注4) フライベルク郡役所回答。なお、フライベルク郡のプロインスドルフ (Bräunsdorf) 村にかつて騎士農場が所在したことは、HOS, S.300にも記されている。騎士農場プロインスドルフは総面積270haで、耕地157ha、採草地40haなどを持っていた。この農場は国有農場であった。Hofmann 1914, S.207.

(注5) プラント＝エルビスドルフ市戸籍部回答。なお、同部からの後日の回答によれば、彼の父は11年9月にプラント市で、母は37年12月にプラント＝エルビスドルフ市で没した。父が没した時、クラウスニッツァーは、20歳の徴兵年齢に達しておらず、修業の途上にあった。母が没したのは、クラウスニッツァーの末子(私と通信している人)が生まれた直後である。

(注6) クラウスニッツァーと同じ1892年生まれは、板東収容所の捕虜に最も多い年齢層であって、1,019人中169人(17%)がそうであった。松山収容所でも、ここに彼が収容されていたわけではないが、捕虜415人のうち、同年生まれが58人(14%)で、最も多かった。鳴門市史 1982, p.767; 富田 1991, pp.97, 230-231. ドイツ国民の兵役義務については、松尾 2002a, 第2節(注5)を参照。

(注7) ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答。なお、私は、本稿に利用する資料に頻出する酪農関係職種のうち、Schweizerlehrlingを酪農徒弟、Melkerlehrlingを搾乳徒弟、(Unter-) Melkerを(下級)搾乳者、Viehwärterを家畜番人、Viehpflegerを家畜管理者、Melkermeisterを搾乳親方、(Ober-/ Unter-) Schweizerを(上級・下級)酪農担当者、(Ober-) Stallschweizerを厩舎の(上級)酪農担当者と一応訳した。本稿第3節(3)によれば、酪農徒弟、下級酪農担当者と厩舎の酪農担当者はほぼ同義と考えられる。また、本稿第5節(2)と(注4)では、親方、上級酪農担当者と厩舎の上級酪農担当者がほぼ同義として用いられている。この親方は搾乳親方であろう。酪農徒弟と搾乳徒弟も同義であろう。

(注8) ドレスデン市戸籍部回答。

(注9) クラウスニッツァーの次女からの回答と、送付された資料。このように、本稿は本人次女の厚意に基づいて成立した。そして、彼女の氏名・住所に辿り着くのを可能にしたのが、現在の日本では考えられない、プラント＝エルビスドルフ市戸籍部、ドレスデン市戸籍部とザクセン州立ライプツィヒ文書館の好意的対応であった。なお、次女によれば、日本人とその家族がタンネベルク時代(25-32年)とドレスデン時代(38-45年)に彼女の父を訪問した、という。これについては本稿第5節(13)(14)(15)を参照。

(注10) 「青島, 1914年7月31日」が何を意味するかは、不明である。戦陣日記に添えられた写真は、青島埠頭に到着した船(次女の表現では軍艦)と出迎えた多くのドイツ人を、埠頭から撮影したものであるが、これも詳細は不明である。

(注11) ブルクハルトツヴァルデ (Burkhardtswalde) 村は、騎士農場を持たなかった、マイセン郡の村 (HOS, S.67) であるよりは、分農場をかつて持っていた、ビルナ郡の村 (HOS, S.105) である可能性が高い。後者の村の分農場は同郡モイゼガスト (Meusegast) 村所在の騎士農場に属した。騎士農場モイゼガストは、ザクセン王家の所有で、所属する諸農場を合わせると、その総面積は762ha、耕地・採草地・放牧地463haなどであり、重点は畜産に置かれていた。Hofmann 1914, S.246, 253.

(注12) ピルニッツ (Pillnitz) 村には、かつて騎士農場があった。HOS, S.32. この騎士農場の総面積204haは耕地160ha、採草地・園地30haなどを含んでいた。これはザクセン王家の御料地であり、王家の離宮に隣接していた。Hofmann 1914, S.205.

(3) 青島渡航以前のクラウスニッツァー

- (1) フランツ・クラウスニッツァーに関して現在確認される、最も古い文書は、エルビスドルフ村ルター派教会の1907年3月28日付け堅信礼証書である。この堅信礼証書によれば、プラントで1892

年7月21日に生まれ、同年8月7日に洗礼を受けたフランツ・オットー・クラウスニッツァーは、資格取得の後、1907年の「枝の主日」(復活祭直前の日曜日)にエルビスドルフ村ルター派教会⁽¹⁾の教区民の前で荘重に堅信礼⁽²⁾を施され、その後、洗足木曜日(あるいは聖木曜日・復活祭直前の木曜日)に初めてイエス・キリストの聖餐を受けた。

堅信礼を施された時、クラウスニッツァーは14歳8ヶ月になっていたはずである。

- (2) クラウスニッツァーは07年に、エッペンドルフ村⁽³⁾の、09年1月8日からクルメンヘナースドルフ村⁽⁴⁾の実業補習学校⁽⁵⁾で教育を受けた。両校に関する後者の学校の09年12月31日付け終了証明書には、彼の生年月日は1892年7月27日⁽⁶⁾、保護者は鉱山労働者(Bergarbtr.) ユーリウス・フェルディナント・CI(クラウスニッツァー)、宗教はルター派、同校を1909年12月31日に終了する理由は、ノルトハウゼン市近郊ビーレン村⁽⁷⁾への転居、欠席日数ゼロ、特記事項無し、と記されている。さらに、行状I、進歩Ⅲaとあるが、その内容は不明である。

この資料で「07年に」と私が読んだ箇所は、「07年以後」、すなわち、「07-08年に」の意味であるかもしれない。実業補習学校は3年制であったからである。また、「ビーレン村への転居」は、実現しなかった。彼は、本資料の日付の翌々日からグロース・トレーベン村で酪農徒弟として勤務したことが、本節の資料(4)から明らかになるからである。

- (3) クラウスニッツァーは上記のクルメンヘナースドルフ村実業補習学校で学びつつ、同時に、09年始めから同年末まで丸1年、同村の騎士農場⁽⁸⁾で厩舎の酪農担当者として修業した。その農場の上級酪農担当者が署名した、同年末付け修業証明書には、彼は行状が良好で、勤勉、誠実であったので、我々は彼を有能な下級酪農担当者として推薦する、と記されている。

この証明書は38年確認文書Aにも収録されている。ただし、確認文書Aの中の文章は、09年の原本といくらか異なる。確認文書Aでは、1892年7月21日(以後の諸文書に記載される生年月日は、これと同じである)生まれの彼は、09年の丸1年間、酪農徒弟として当騎士農場に滞在し、忠実、誠実、勤勉であり、満足すべき労働を果たした。彼は、良き生活の希望をもって去る、となっている。

- (4) 38年確認文書Aに収められた、第2のもの(原本はない)は、トルガウ郡グロース・トレーベン村⁽⁹⁾の農場支配人(Gutsvorstand)が10年4月15日に署名した退去証明書である。それには、厩舎の酪農担当者であるクラウスニッツァーが、10年1月2日から4月15日まで当地に滞在し、本日故郷ブランドに退去する、とある。
- (5) 38年確認文書Aに収められた、第3のもの(原本はない)は、プフォルテン村⁽¹⁰⁾の上級酪農担当者が10年12月31日に署名した証明書である。それには、下級酪農担当者のクラウスニッツァーは10年5月1日から11年1月1日まで補助者(Gehilfe)として私の下に滞在した。彼は常に忠実、誠実、勤勉であり、良き搾乳者、家畜番人であったことを私は証言し、推薦し、かつ、彼の幸運を希望する、と書かれている。
- (6) 38年確認文書Aに収められた、第4のもの(原本はない)は、ニーダー・ロースラウ⁽¹¹⁾の農場所有者(Gutsbesitzer)が12年9月25日に署名した証明書である。それには、厩舎の酪農担当者のクラウスニッツァーは11年1月1日から12年9月25日まで私の下で勤務した。彼は勤勉、誠実で

あり、良き家畜番人であり、有能な搾乳者である。そのために彼は非常に良く推薦されうる、とある。

以上から、クラウスニッツァーは郷里の教会で07年3月末に堅信礼を施されたことが、まず明らかになる。彼はこの年に通常国民学校を卒業したのであろう。彼はさらに07年（あるいは07-08年）と09年に、日曜日あるいは週日の夜に授業が行なわれる実業補習学校で教育を受けた。

彼が07-08年の昼間に何をしていたか、あるいは、畜産業の修業をいつ、どこで開始したかは、知られていない。しかし、遅くとも09年初め（16歳半）にはすでに彼は、実業補習学校で学びつつ、同時に畜産業を修業していた。そして、その後もザクセンとその周辺地域で修業を続けた。これは少なくとも12年9月までは4農場の農場所有者・農場支配人あるいは上級酪農担当者による修業証明書によって確認された（ただし、4番目の農場の所在地は不明である）。そこでは彼は忠実、誠実、勤勉、最後の証明書にはさらに、有能と評価されている。ともかくも、彼は青島到着以前に、まだ親方に昇格してはいなかったけれども、「ドイツ牧舎」の関係者に伝授するだけの畜産技術を修得していたはずである。

彼が畜産業の修業を中止して、軍隊にはいった時期は、不明である。20歳兵役義務に関する規定と、本節(6)の証明書の日付から見ると、入隊は12年9月以後である⁽¹²⁾。また、彼がザクセン陸軍ではなく、ドイツ帝国海軍省に属する第3海兵大隊に入隊した理由も、明らかでない。さらに、彼が青島に出発・到着した時期も不明である⁽¹³⁾。既述のように、板東に収容されていた17年には、そして、筆者未見の上記青島戦陣日記が書き始められた14年7月31日には、彼は海兵隊で最下級の水兵（二等兵）ではなく、上等兵（一等兵）に昇進していた。

(注1) エルビスドルフ村は12世紀にはすでに存在した。この村の一部で16世紀から鉱山業が発展し、プラント市が成立した。両者は1912年にプラント＝エルビスドルフ市に統合された。しかし、教会教区の点ではエルビスドルフ村に教区教会があり、この教会の教区はプラント市を含んでいた。HOS, S.300, 302; Schlesinger 1965, S.36-37. なお、プラント＝エルビスドルフ市立文書館の回答によれば、当時のプラント市には国民学校が1校（8学年、各1学級）あっただけである。この学校の文書は残されていない。クラウスニッツァーはこの学校に恐らく1899年から1907年まで通学したであろう。

(注2) ザクセン邦宗務委員会の1877年堅信礼令によれば、国民学校に8年間通学した子供は、堅信礼を施されうる。第二級・第一級国民学校に通学する生徒は、満14歳以後に堅信礼を施されうるが、その時期は、親が申し出ると、その学校の卒業まで延期されうる。ギムナジウムなどの生徒には堅信礼の延期が満17歳まで許される。堅信礼を施される者は、所属の教会で10月から直前まで毎週2時間の宗教教育を受けねばならない。その上で堅信礼証書（Konfirmations-Schein）が与えられる。Seydewitz 1890, S.788-789.

(注3) エッペンドルフ（Eppendorf）村はプラント＝エルビスドルフ市の南方にある。ここには騎士農場が存在しなかった。HOS, S.294. もしもクラウスニッツァーがここで畜産業を修業したとするなら、農民経営に雇用されたであろう。

(注4) クルメンヘナースドルフ（Krummenhennersdorf）村はフライベルク市の北方にある。ここには騎士農場が存在した。HOS, S.304. この騎士農場は、Hofmann 1914, S.211によれば、総面積297haで、耕地189ha、採草地30haなどを持っていた。

(注5) 1873年のザクセン王国国民学校法と74年の同法施行令などによれば、国民学校は(1)第三級（簡易）国民学校・第二級国民学校・第一級国民学校（einfache, mittlere und höhere Volksschule）（本稿では、これら3種の学校を通常国民学校と呼ぶことにする）と(2)実業補習学校（Fortbildungsschule）（日曜学校、夜間学校）とに区分された。これら2種の国民学校の全費用を支弁するのは、学区の住民から構成される学校共同体である。両親は、満6歳を越えた子供を、少なくとも第三級国民学校に8年間、継続して通学させるべきである。通常国民学校において1学級定員は60人

を越えてはならず、教員1人当たりの生徒数は120人を越えてはならない。学年は復活祭に始まる。通常国民学校は、全校で4学級以下の複式授業をする第三級国民学校、学級定員50人以下の第二級国民学校、学級定員40人以下の第一級国民学校に区分される。1集落には、これら3種類あるいは2種類の通常国民学校が設置されてよい。第二級国民学校では授業時間の延長と9年までの就業年限の延長が許され、第一級国民学校では、それら(しかも、就業年限は10年まで)に加えて、外国語のような授業科目の拡大が許される。

通常国民学校を終了した児童(第三級国民学校の場合には、満14歳を越えた児童)は、上級の学校(第二級・第一級国民学校を含む)で教育を受けないかぎり、さらに3年間、実業補習学校に通学せねばならない。実業補習学校は通常国民学校の教室と教具を利用してよい。親方と雇い主はその徒弟と労働者に、実業補習学校への通学に必要な時間を与えるべきである。実業補習学校の授業は日曜日あるいは週日の夜に毎週少なくとも2時間、事情によっては、冬季に少なくとも毎週4時間、行なわれる。この授業時間は週6時間まで延長されうる。授業時間を延長した実業補習学校は教育目標を高めるべきであり、また、これと工業・農業・商業補習学校との統合も許される。夏季には工業地帯では製図の、農業地帯では農業の授業が週2時間、行なわれる。教師資格のない者も、いくつかの教科の授業(例えば、農業者が農業理論)を担当できる。(工業実業補習学校あるいは農業実業補習学校に在学した者は、通常の実業補習学校に通学する義務を免除される。)退学の際には終了証明書(Entlassungszeugnis)が作成される。通常国民学校の9年間に加えて、実業補習学校に2年間通学した生徒、授業時間を通常より延長した実業補習学校(上記)の学習目標を2年間で達成した生徒は、同校の第3学年通学を免除される。Seydewitz 1890, S.509-510, 512-513, 523-524, 575-576, 584, 587-589, 591.

実業補習学校の課題は一般教育の向上と、市民生活に有用な知識・熟練の確立にある、と1873年の国民学校法は規定していたが、実業補習学校の教案に関する1881年の告示はそれを次のように一層具体的に定めた。実業補習学校の授業はすべて、実践に有用でなければならない。その授業の中心はドイツ語と計算である。ドイツ語の授業では読解と作文が教えられ、計算の授業では、すでに獲得された計算能力の強化と、市民生活上の計算へのその確実な適用が、教えられる。授業時間を延長した実業補習学校では、地域の実情と需要にしたがって、実学、幾何学(とくに面積の計算と立体求積法)、製図、宗教、その他が講義されうる。実学の教材は歴史、地理、自然科学、地域の事情によっては経済学の領域から選ばれる。製図を職業上必要としない生徒は、その授業を免除される。Seydewitz 1890, S.524, 930-933.

(注6) この日付は誤記であろう。これを私は、プラント＝エルビスドルフ市戸籍部の回答およびエルビスドルフ教会の堅信礼証書にある21日と読むことはできない。

(注7) 文書と同じ綴り字のビーレン(Biehlen)はプロイセン王国シュレージエン州リークニツ県ホイエルスヴェルダ郡の村であるが、ノルトハウゼン市近郊にはない。ノルトハウゼン市近郊にあるのは、ビーレン(Bielen)である。これはプロイセン王国ザクセン州メルゼブルク県ザンゲルハウゼン郡の村である。Ritter 1905, S.251; Meyer 1916(1), S.167. 後者の村には騎士農場があった。Meyer 1916(1), S.167.

(注8) クルメンヘナースドルフ村の騎士農場については、本節(注4)を参照。

(注9) グロース・トレーベン(Großtreben)はプロイセン王国ザクセン州メルゼブルク県トルガウ郡(Kreis Torgau)の村である。Ritter 1905, S.876; Meyer 1916(1), S.660. ここには騎士農場があった。Meyer 1916(1), S.660.

(注10) プフォルテン(Pforten)は、テューリンゲン・ロイス弟系侯国ゲラ郡にある村で、1914年にゲラ市に統合された。Ritter 1906, S.546; Meyer 1916(2), S.473. ここに騎士農場はなかった。Vgl. Meyer 1916(2), S.473.

(注11) ニーダー・ロースラウ(Niederloßlau)はRitter 1906にもMeyer 1916にも、もちろん、ザクセンに関するHOSにも、記載されていない。彼の次女も知らないとのことである。これは恐らくタイプミスである。したがって、この村の特定はできない。

(注12) ザクセン州立中央文書館からの回答によれば、第二帝制期のザクセン軍兵役簿は第二次大戦中に無に帰した。そのために、クラウスニッツァーの徴兵時期なども文書館資料からは解明されえない。ザクセン州立中央文書館回答。

(注13) フライブルクのドイツ連邦共和国軍事文書館からの回答によれば、第一次大戦中およびそれ以前のドイツ帝国海兵隊の諸文書は、プロイセン軍のそれとともにポツダムの軍事文書館に保存されていたが、それらは1945年の空襲によって焼失した、とのことである。エムデンの旧海外派遣軍伝統保護連盟への質問状に対する同連盟顧問マルクス・フェルテン(Markus Felten)氏からの回答も、ほぼ同じ内容であった。すなわち、海兵隊に関する資料は、ベルリーンの海洋学博物館に保管されていたが、そのほとんどすべては、第二次大戦中の爆撃によって灰燼に帰した。ただ一つ言えるのは、第3大隊の新兵としてクラウスニッツァーはクックスハーフェン(Cuxhaven)で訓練を受けたであろうことである、と。——クックスハーフェンは、ハンブルクよりエルベ河をさらに下った河口の町で、ここには砲兵隊と海軍の倉庫があった。Ritter 1905, S.1247. 約10年後の地名辞典には海兵大隊も記載されている。Meyer 1916, S.306.これが第3海兵大隊の基地であろう。

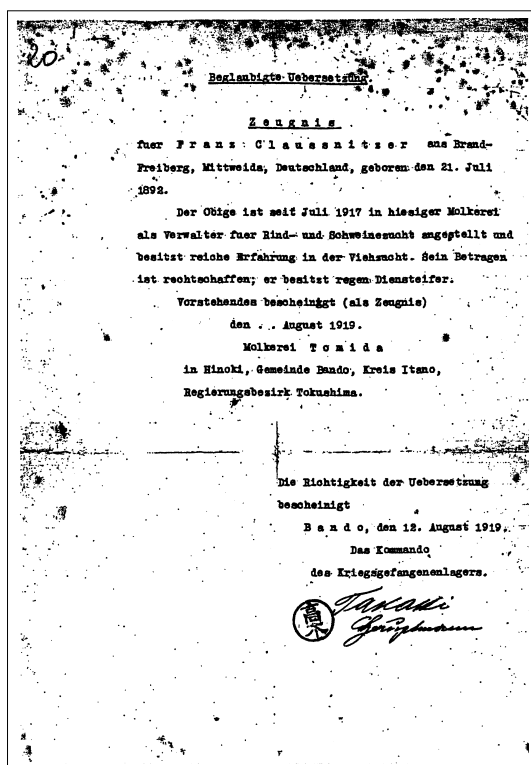
(4) 板東時代のクラウスニツァーに関するドイツ語資料

日独戦争終結後クラウスニツァーはまず丸亀俘虜収容所に収容された。丸亀時代の彼についての資料は、彼の次女の所にまったく残されていない。

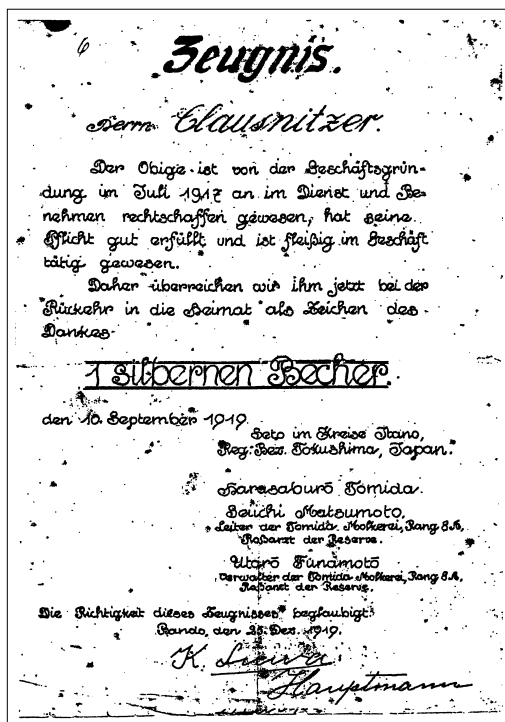
日本捕虜時代の後期、すなわち、板東収容所時代の彼は、すでに松尾 2002c, 第3節で紹介したように、日本人から見ると、カイゼル髭を生した堂々たる大男であった。彼のカイゼル髭は、日本に保存されている写真から、確認される。彼の次女によれば、彼は身長が180センチあった。したがって、当時の日本人と比較すると、彼はきわめて大柄であった。

彼に関しては、板東時代の末期に2点の「証明書」が日本語で作成され、ドイツ語に翻訳された。日本語の証明書は所在不明である。ドイツ語のそれを以下に紹介する。

- (1) 第1は、「1892年7月21日にドイツ・ブランド・フライベルク・ミットヴァイダ⁽¹⁾で生まれたフランツ・クラウスニツァーのための証明書」である。英文タイプライターで打たれた(Bはssで、ウムラウトはeで表現されている)本文の内容は、次のとおりである。「上記の者は1917年7月以来、当地の酪農場において牛・豚飼養の支配人として任用された。畜産に関する彼の経験は豊富である。彼の行状は誠実である。彼はきわめて精勤である。以上を(証明書として)1919年8月一日に徳島県板野郡板東町桧(現・鳴門市大麻町桧)トミダ⁽²⁾酪農場は証明する。——こ



(1) 「ドイツ牧舎」による就業証明書



(2) 「ドイツ牧舎」関係者からの感謝状

の翻訳が正確であることを、俘虜収容所司令部は板東において1919年8月12日に証明する。(署名押印) タカキ大尉]。

最後に署名して、「高木」の丸印を押したのは、板東収容所で松江所長に次ぐ地位にあった収容所副官高木繁大尉である。この文書の冒頭第1行には、「認証された翻訳」と記されている。

対独講和条約が1919年6月に調印されると、板東収容所でも捕虜解放の準備が遅くとも8月には開始されたことが、この証明書から判明する。

(2) 第2のものは、第1と同じように「証明書」と題するが、内容はクラウドスニツァー⁽³⁾宛て賞状であり、最後の署名(大尉 K. スワ)以外は、美しいドイツ文字で手書きされている(富田酪農場関係者3人の名前の書体も他の部分と同じであり、3人の日本人の直筆ではない)。「上記の者は1917年7月の創業以来、勤務して、誠実に行動し、その義務を十分に果たし、業務の遂行において勤勉であった。そのために我々は彼の帰郷に際して、感謝の徴として銀杯1個を献呈する。1919年9月10日 日本徳島県板野郡瀬戸村(現・鳴門市瀬戸町) トミダ ハラサプロ⁽⁴⁾ 富田酪農場管理人予備役 8 A 等獣医⁽⁵⁾ 松本清一 富田酪農場支配人予備役 8 A 等獣医⁽⁵⁾ 船本宇太郎——この証明書の正しさを、(署名) 大尉 K. スワは板東において1919年12月25日に証明する」。

最後の署名者は、収容所所員諏訪邦彦大尉⁽⁶⁾である。すでに9月に記念品は贈呈されたのであろうが、この賞状を当局が承認したのは、12月25日であった。この日は、板東で最も多くの捕虜、563人が解放された日⁽⁷⁾でもあった。

富田酪農場(ドイツ牧舎)とその関係者は、第一次大戦が終結して、捕虜収容所から解放され、帰国することになった技術指導者に対して、感謝の銀杯を贈呈した。それと同時に彼等は、勤務期間中の彼の成績優秀を証明して、彼の将来の資格取得に貢献しようとした。なお、次女によれば、記念品の銀杯は現在、所在不明とのことである。

これら2通の文書は1938年確認文書Bにも収められている。ただし、ここでは、第1の証明書の Tokushima が Tokushina、第2の「証明書」においては Tokushima が Tokushina、Seiichi Matsumoto が Seilichi Matsumeto、Hunamoto が Hunamotō と誤記されている。

(3) 板東時代のクラウドスニツァーに関するドイツ語の証明書が、もう一通ある。それは、38年確認文書Cに収められている。板東で1919年10月25日に、「第3海兵大隊第2中隊の利害の代表を委託された海軍中尉 Joh. Schulz」が署名した証明書(原本はない)である。そこには次のように記されている。上等兵(一等兵)クラウドスニツァーは我々の間では、沈着で勤勉な男(兵卒)として知られている。彼は17年7月から今日まで、収容所の傍に建設された酪農場を指導してきた。この職業活動によって彼は長期間の捕虜生活を耐え抜くことができ、そのために彼は、捕虜生活に随伴して非常にしばしば生じた、不快な諸現象を免れた、と。

署名したのは、青島では海軍膠州派遣砲兵大隊(膠州沿岸砲兵隊)に所属していたヨハネス・シュルツ海軍中尉⁽⁸⁾である。

なお、板東収容所の捕虜受け入れは17年4月初めであり、ドイツ牧舎の完成は、松尾 2002c、第2節に示したように、同年8月であった。これら3通の証明書が証言するように、クラウドスニツァーがすでに7月からドイツ牧舎で勤務していたとすれば、彼は牧舎完成以前から富田久三郎と松

本清一に対してさまざまに助言していたのであろう。

- (注1) ここには、「本籍地」であり、出生地であり、家族連絡先でもあるプラントの他に、フライベルクとミットヴァイダの2集落が併記されている。これらがザクセンの集落だとすると、フライベルクは、エルスニッツ郡のフライベルク村か、あるいは、プラント市を含むフライベルク郡の主邑、フライベルク市である。ミットヴァイダ(Mittweida)は、シュヴァルツェンベルク郡の村か、あるいは、ロホルツ郡の都市である。HOS, S.16*, 36*. いずれの場合にも、後者の都市である可能性が高いと考えられる。フライベルクは、郡を省略したのかもしれない。しかし、ミットヴァイダが、いかなる意味を持つか、は不明である。
- (注2) 富田隆久氏のご教示によれば、富田久三郎家では自家の姓を、この証明書、および、本節(2)の証明書にローマ字で記された「とみだ」ではなく、「とんだ」でもなく、「とみた」と発音する、とのことである。したがって、このトミダ酪農場は富田酪農場=ドイツ牧舎を意味するはずである。
- (注3) これは Clausnitzer と綴られている。その他の資料では、例外を除いて、Clausnitzer あるいは Claußnitzer である。
- (注4) 富田久三郎の名の読みは、富田隆久氏のご教示によれば、「きゅうさぶろう」ではなく、「ひささぶろう」であった。そのために、この「トミダ ハラサブロ」は、ローマ字がかなり似ている「とみた ひささぶろう」の誤記であろう。富田の発音については本節(注2)を参照。なお、富田久三郎は19年に豚専用屠場に関する許・認可書を授与された(松尾 2002c, 第2節(注5)参照)が、その書類においても彼の住所は、この証明書と同じ瀬戸村とされていた。
- (注5) 松尾 2002c, 第3節(注3)と(注4)に記したように、松本と船本は19年に陸軍3等獣医に任ぜられた。したがって、この8A等獣医は、3等獣医の誤記であろう。なお、船本の肩書、「支配人」の原語と、本節(1)の証明書におけるクラウドスニッツァーの肩書、「支配人」の原語とは、同じ(Verwalter)である。
- (注6) 中尉で板東収容所に着任した諏訪は、19年に大尉に昇進した。棟田 1997, p.322. 田村一郎館長のご厚意で読むことができた。沿革史 1920にも、板東俘虜収容所「所員」「大尉諏訪邦彦」とある。
- (注7) 松尾 2002a, 第4節(注5)第1を参照。25日に解放されれば、30日神戸出港の豊福丸(松尾 2002a, 第3節本文参照)に乗船可能である。
- (注8) 俘虜名簿, p.3; 瀬戸 2001, p.120(彼は青島では海軍砲兵大隊連絡将校であり、大阪→徳島→板東に収容された)。シュルツ中尉は1887年生まれであった。Ehrenrangliste 1930, S.311. なお、鳴門市史 1082 (p.748)はシュルツ海軍中尉を、富田 1991 (p.22)はシュルツ海軍中尉を、第3海兵大隊第2中隊長と記している。しかし、シュルツは板東収容所における第2中隊長代理と考えられる。青島では第2中隊長はヴァルデマル・ランツェレ陸軍大尉であり、彼は丸亀→大分→習志野に収容された。俘虜名簿, p.2; 瀬戸 2001, pp.99, 139. ランツェレは1871年生まれであった。Ehrenrangliste 1930, S.1068. なお、板東収容所における最上級将校は、もと海兵大隊第5中隊長エドゥアルド・クレマン陸軍少佐であり、松山→板東に収容された。俘虜名簿, p.2; 瀬戸 2001, pp.94, 139. クレーマンは1870年生まれであった。Ehrenrangliste 1930, S.1068.

(5) 帰国後のクラウドスニッツァー

- (1) ザンクト・ミヒャエーリス村⁽¹⁾の一農場所有者は、20年7月1日に次の証明書に署名した。クラウドスニッツァー氏は20年3月15日から20年6月1日まで⁽²⁾酪農担当者として私の下に滞在した。彼は誠実、勤勉であり、(署名者は)彼の仕事に満足した。

この証明書(原本なし)は38年確認文書Cにある。20年3月15日からの勤務を証明する、この証明書によって、彼がそれ以前に帰国していたことが判明する。松尾 2002a, 第3節本文および第4節(注5)と関連させると、彼は、本国に4月に帰着したハドソン丸ではなく、2月24日ヴィルヘルムスハーフェン帰着の豊福丸(板東の604人)か、3月3日帰着のヒマラヤ丸(板東の7人)に乗船したのであろう。可能性としては前者が大であろう。そして、帰国して2-3週間後には、クラウドスニッツァーはザクセンの酪農場で勤務を開始できたのである。

- (2) ザクセン邦農業協議会がフランツ・オットー・クラウスニッツァー氏宛てにドレーズデンで24年12月5日に作成した証明書は、次のように記している。現在マイセン市近郊ザイリッツ村⁽³⁾の農場借地人ヘンデル氏(Händel)の下に上級酪農担当者として滞在している(氏は)、酪農担当者職における長年の、満足すべき活動に関して提出された諸証明書に基づいて、親方資格試験の義務を免除される。上級酪農担当者に要求される知識、資格と能力を彼が持つことを、(邦農業協議会は)証明する⁽⁴⁾。

この証明書によってクラウスニッツァーは、捕虜期間を含む、長期の(文書で立証されるかぎりでは、本稿第3節(3)の09年初からの)修業期間を終え、ようやく親方(搾乳親方)の地位を承認された。なお、この証明書は38年確認文書Cにも収められているが、後者の文章の最後は原本といくらか異なり、「要求される知識と資格を彼が持つ」となっている。

- (3) ゲアハルト・ヘンデル⁽⁵⁾によって、25年3月31日にザイリッツ村⁽⁶⁾で署名された証明書(原本なし)も、38年確認文書Cに収められている。その内容は次のとおりである。上級酪農担当者クラウスニッツァーは20年6月6日から今日まで当方に滞在した。彼は常に忠実、誠実、勤勉であった。彼は良き家畜管理者、搾乳者であり、家畜の飼育において非常に熟達していた。彼は結婚⁽⁷⁾のために現職を去るが、私は、彼の一層の出世を願い、彼の幸せを祈る。

- (4) 32年5月2日に騎士農場タンネベルク⁽⁸⁾で署名された証明書(原本なし。署名者の身分は不明であるが、農場借地人であろう)は、38年確認文書Dに含まれる。以下がその文面である。上級酪農担当者クラウスニッツァーは25年4月1日から32年5月1日まで当方に滞在した。彼は、彼に委ねられた家畜群に最高の秩序を与え、清潔な搾乳、および、家畜の優れた管理と処置のために、私を全く満足させた。彼は関心をもって若い家畜を飼育し、あらゆる仕方で義務を尽くした。彼の業績に基づいて私は彼を最も強く推薦することができる。

この証明書の最初の日と本節(3)の証明書の最後の日、25年3月31日とは連続している。したがって、彼は同年3月28日にケッチェンブローダ村で結婚したが、後者の村では彼は勤務していない。

- (5) 34年1月15日にアルト・タンネベルク(別の箇所では騎士農場タンネベルク)で騎士農場借地人によって署名された証明書(原本なし)も、38年確認文書Dに含まれる。その内容は次のとおりである。上級酪農担当者クラウスニッツァーは32年5月1日から34年1月15日まで、騎士農場タンネベルクで上級酪農担当者として勤務した。この間に彼は、上級酪農担当者に帰属するすべての作業を果たした。彼は卓抜な搾乳者であり、若い家畜の飼育に卓越していた。厩舎全体に及んだ、彼の沈着さを、私は特に強調したい。彼は常に誠実、忠実、勤勉であった。酪農担当者同盟の任務⁽⁹⁾に就くために、彼はこの地位を去る。私は彼との別離を好まないが、彼の将来のために彼の幸せを祈る。

この証明書の勤務先と本節(4)の証明書のそれとは同じであり、勤務の時期は連続している。2通の証明書がなぜ作成されたか、は明らかでない。

- (6) ドイツ労働戦線、全国経営共同体⁽¹⁰⁾、第14、農業部門(ベルリーン)が34年9月30日に発行した証明書は、書いている。クラウスニッツァーは34年1月15日から34年9月30日まで、全国経営共同体、第14、農業、ライプツィヒ郡経営共同体において、搾乳者のための調停事務所で活動し

た。職業上の彼の経験と同職の仲間との交際における彼の有能さは、彼の作業を容易にしたので、彼は搾乳者調停（事務所）と郡経営共同体の業務にすぐに精通した。彼の思慮、几帳面さ、歓喜的労働と勤勉さによって彼は、ライプツィヒ搾乳者調停（事務所）が名声を得て、従業員たちによっても経営指導者によっても好んで利用される、という状態に到達した。常に戦友的な彼の態度と、彼がライプツィヒ郡経営共同体に引き寄せた、あらゆる仕事に対する彼の熱心さは、ここで活動するすべての同人たちの共感を呼び起こした。彼は、搾乳親方の職業に再び戻るために、我々の職場を自発的に離れる。

- (7) ライプツィヒのルードルフ・ザック農業試験場⁽¹¹⁾が38年6月30日に発行した証明書は、次の文章を記している。クラウスニッツァーは34年10月1日から38年6月30日まで同試験場のクライン・チョヒャー⁽¹²⁾農場で搾乳親方として任用された。乳牛約60頭と若牛約30頭の牛類全部の監視と管理が彼に課された。彼は、異常な注意深さと最大の関心をもって、4年間、常に牛類を特別に整然と飼養した。銘柄牛乳（Markenmilch）を得る時には、彼は、衛生上必要な義務を常に誠実に果たしたので、どこからも抗議は来なかった。彼の多面的な能力と職業上の豊富な経験から、彼は搾乳関係者、とくに搾乳徒弟にとって非常に優れた搾乳親方となった。我々は当地勤務期間中の彼を、非常に尊敬すべき仕事仲間と評価してきた。そして、我々は、優れた共同作業と忠実な義務履行のために彼に常に感謝している。彼は、ザクセン邦農民団において一層広い職業的環境の中で、彼の力を全体の利益のために尽くすために、当地の地位を去る。

それにすぐ続く時期については、文書資料がない。次女の教示によれば、38-45年5月にクラウスニッツァーはドレースデン市で搾乳関係者のための任務に従事した。本節(7)の文書で言及されているザクセン邦農民団関係の仕事である。そのために、40年の酪農徒弟試験の受験者と試験委員の集合写真（第2節(4)の写真）が残されたと考えられる。さらに、45年5月-48年には彼はバウツェン市にいた。旧ナチス党党员として拘留されていたのである。

- (8) バウツェンでの拘留から解放されると、クラウスニッツァーは酪農業に戻った。マイセン近郊プラーニツ（＝デイラ）村⁽¹³⁾の一農民が署名した、50年11月30日付け証明書は、次のように述べている。搾乳親方フランツ・クラウスニッツァー氏……は49年1月1日から今日まで私の所で搾乳親方として勤務した。下級搾乳者たちとの活動領域を大きくするために、彼は彼自身の希望でこの地位を去る。戦後の時代という時代状況によって大きく衰退した、私の厩舎の大型家畜約35頭について、彼は最も価値ある改造作業を果たした、と私は、彼の退去に当たって、証明する。彼はこれらの家畜を清潔、健康に保ち、適切な手でもって子牛と若牛を育成し、とくに飼料の不作の年に、専門家的な飼料配分によって常に成果を挙げた。（家畜の）病気の場合の洞察と熟練によって、彼は多くの獣医費用を私に免れさせた。クラウスニッツァー氏は、心を打ち込んで彼の職業に従事する。彼は勤勉で、骨身を惜しまない。当地滞在の2年間に彼は常に私を満足させようと努めた。職業上の彼の卓越した知識と技量、および、彼の慎み深く、好ましい人柄によって常に彼は、私の経営において、誠実で価値ある、私の協力者であった。彼の自由意志による退

去を私は本当に残念に思う。

- (9) 54年6月29日付けバイヒャ＝ゲーデリッツ⁽¹⁴⁾人民農場(牛, 羊, 豚の中心飼育農場)の証明書(「判定書」と名付けられている)は, 次のように言う。

搾乳親方, 同僚フランツ・クラウスニッツァー……は50年12月1日から54年6月30日まで人民農場バイヒャで勤務した。同僚クラウスニッツァーが既舎を彼の前任者から引き継いだ時, 家畜の1/3以上は乳房病に罹っていた。今では家畜は健康である。この4年間に給付能力は絶えず向上し, 乳牛1頭の生産する脂肪が, 53年には平均183キロの水準に到達した。飼養に関してこの親方は大きな成果を得た。毎年8-10頭の雄牛と5-8頭の若い雌牛が, 今後も飼養すべき, 飼養価値等級ⅡあるいはⅠとして市場に送られたのである。合理的な給飼と改革方式の応用によって同僚クラウスニッツァーは, 飼料の乏しい時期でさえも, 常に良好な成績を挙げることができた。家畜飼育集団の外部にある, 経営上の事柄に対しても彼は常に積極的に関与した。

彼の社会的な活動は, 経営内でも自治体においても, 常に良好であった。例えば, 彼はBLG(=自由ドイツ労働組合<東ドイツ>単位組合委員会)委員, バイヒャ小学校父母顧問会議議長, そして, 消費組合委員であった。同僚クラウスニッツァーは自らの希望でこの経営を去る。

我々は, 当地で彼が収めたと同じような, 職業上の好成績を今後も彼に希望する。

彼の最後の, 54-55年の勤務地はプロインスドルフ村⁽¹⁵⁾の人民所有農場であった。プロインスドルフ村時代については文書資料がない。次女によれば, 彼はここでは体調を崩していた, という。

以上に紹介したものは, 第3節の(1)と(2)を除いて, 酪農技術者クラウスニッツァーの職業生活に直接関連する資料である。以下では, その他の資料を年代順に提示する。

- (10) ライプツィヒ時代に彼は植民地記章を授与された。すなわち, 36年11月12日付けで事務次官・大統領官房長官⁽¹⁶⁾は次のように通知した。クラウスニッツァー(Clausnitzerと綴られている)殿, 総統兼ライヒ首相が貴殿に植民地記章⁽¹⁷⁾を授与されたことを通知できるのは, 私の喜びとするところである。記章と授与文書は封入されている。ヒトラー万歳。
- (11) 騎士農場ライプツィヒ・グロース・チョヒャー気付け搾乳親方クラウスニッツァー宛37年5月5日付け私信は, 以下のとおりである。親愛なるクラウスニッツァー!

私は, 君にとって貴重な東アジアの思い出である文書を読み, 絵(写真)を見ました。大変興味深いものでした。それについて私は敬意を表します。とくに, 君がそれらすべてを立派に集めたので, それらは君の臨終まで, さらにそれを越えて, 君の子孫にとっても, 偉大な時代の貴重な記録となっています。それはまた, 君が生涯の至るところで, 職務をいかに果たしたか, 崇高な義務の遂行にいかに関与したか, さらに, 当時の敵国(日本を指す)においてでさえ君が尊敬されたこと, 君がそれによって, 相当の生活をすることができたこと, を証明しています。いつものことながら, 手仕事は黄金の地盤を持っており, 遠隔の国, 日本への君の漂着の事実からさえも, 君が君の知識と技量を立証し, 当時の君の雇い主の下で有用な協力者となることによって, この職業がいかに有用で価値があるかを, 証明しています。君がこれらの美しい思い出を私に知らせたことを, 私は本当に喜んでいますが, 長い時間をかけて, 私はそれを通読し, 私がそれ

を受け取ったと同じ状態で、それを君に返却します。敬具。ヒトラー万歳

この手紙は有限会社ライブツィヒ葉巻煙草工場⁽¹⁸⁾の社用便箋にタイプされている。最後に署名した差出人氏名を私は判読できない。ここで言及されている、「東アジアの思い出である文書」は、クラウスニツァーの戦陣日記を含むであろう。絵（写真）は所在不明である。本節⁽¹³⁾に関連して記すように、ベルリーンで失われたのかもしれない。

- (12) ライブツィヒからドレースデンに移った直後に、全国食糧身分団、ザクセン邦農民団、邦農民指導者は38年7月9日付けで搾乳親方クラウスニツァーに次の文書を交付した。全国農民指導者事務局が（あなたを）ザクセン邦農民団の搾乳者の調停者に招聘したので、私はライブツィヒ郡専門搾乳者集団監督者⁽¹⁹⁾の名誉職からあなたを免ずる。あなたの勤勉な活動と不断の義務遂行に対して、私はあなたに感謝する。この期間のあなたの労苦は無駄ではなかった、と私は確信している。ヒトラー万歳。（最後の署名を私は判読できない。）

- (13) ドレースデン勤務時代の39年10月16日に、全国食糧身分団、個人的および経営的家畜飼育専門家集団⁽²⁰⁾の機関誌である『家畜の飼育と管理』（編集部）は、次の手紙をザクセン邦農民団、搾乳親方クラウスニツァーに送った。

我々の専門雑誌の娯楽欄を一層面白くする方法について、我々は最近、農業顧問官ディルナー（Dillner）博士と話し合いました。搾乳者に、そして、女性搾乳者にも喜ばれるであろう、あれこれの素晴らしい書物について、我々は話しました。しかし、最後には、現実生活自身が最良で最も興味深いロマンを書く、との見解に到達しました。しかし、我々の職業に属するばかりでなく、それを越えて、広い世界を知り、さまざまな苦楽をも体験した人が、何処にいますか。そこで我々はクラウスニツァーさん、あなたについて語ることになりました。あなたはこの地球の多くの部分を見ましたが、その場合にもあなたの職業を決して忘れませんでした。あなたは、あなた自身のみでなく、この職業のすべての者にも名誉となった、あなたの行動を、満足して回顧できるでしょう。農業顧問官ディルナー博士は、あなたの日本の友人がドイツのあなたを再び訪れた、と我々に語りました。これは、あなたが得ている評価の一証明です。これによってあなたは祖国ドイツの信用にとっても有益でした。この手紙が何を目標しているか、をあなたはだんだん分かったでしょう。すなわち、あなたは、あなたの多彩な、波乱に富む生活についての記述を我々に与えるべきです。「これはすべて愉快で、素晴らしい。しかし、私は所詮、作家ではない」と、あなたが言っている、と我々は聞いています。この点では我々はあなたを安心させたいと思います。あなたは、印刷に付するばかりの原稿を我々に提出する必要はありません。あなたが希望する、素朴で単純な言葉を用いて、また、あなたのペンが流れるように、あらゆる細部についての、できるかぎり多くの記述をあなたが我々に恵んで下されば、それでまったく充分です。そのような手がかりがあれば、我々は印刷可能なものを作り上げることができます。大規模な定期刊行物経営の実践から漏らしますと、あなたが『ベルリーン絵入り新聞⁽²¹⁾』などでしばしば読んだような、遠い国々の面白い、冒険的な出来事の記述は多くの場合、事件を自ら体験した人の書いたものではありません。それらは、与えられた手がかりに基づいて、一部はまた自身の想像力でもって、物語を書き上げる専門家の仕事です。それが完成すると、本来の作者はそれを

受け取って、読み、時には校正・補充をします。我々は、あなたに気持や時間が足りない場合には、上記のやり方で、印刷に付するばかりの原稿を提供することもできるでしょう。自明のことながら、いずれの場合にも事柄はあなたの名前で行なわれます。原稿料の問題についても我々は折り合えるでしょう。今日のところは、我々の発議に対するあなたの原則的な回答を我々はお願いするだけです。あなたが搾乳者の事柄でどのような奉仕を証明できるか、をまず第一に考慮してください。専門紙が実用的であるけれども無味乾燥であるか、それとも、その上に、興奮させるように興味深く書かれており、そのために、気持の良い夜の1時間を贈る、親愛な仲間のように、読者が喜んで次号を期待するか、は些細なことでは決してありません。受諾の回答を期待しつつ
ヒトラー万歳 署名ツェーグルーバー (Zehgruber) 博士

この手紙で述べられた、クラウスニッツァーを訪問した日本人が、誰か、は不明である。また、次女によれば、この時依頼された原稿は執筆され、写真などの資料とともにベルリンの編集部に送られた。しかし、戦争の激化のために原稿が印刷されなかったばかりでなく、原稿と資料一切も失われた。

さらに、以下は、日本に関連した、クラウスニッツァーの次女の伝聞と記憶である。したがって、文書資料はない。

- (14) 次女によれば、騎士農場タンネベルク勤務時代(25-34年)にクラウスニッツァーは日本人家族の訪問を受けた。この時期は、富田製薬・ドイツ牧舎の富田久三郎がドイツを視察旅行した27年を含む。そのために、この日本人は富田久三郎と考えられる。彼の伴っていた日本人女性通訳が、富田の娘か孫娘と理解されたわけである。
- (15) 次女によれば、ドレースデン時代(1938-45年)にも日本人が訪問した。この時には、ある日本人家族の写真が客間に掲げられた、という。本節(13)(39年10月の雑誌『家畜の飼育と管理』編集部の手紙)が言及しているから、日本人訪問の時期は、クラウスニッツァーがドレースデンに移った38年7月から、あの手紙が書かれた39年10月までの期間であろう。この日本人の氏名は不明である。
- (16) 次女によれば、クラウスニッツァーは50-52年のバイヒャ村時代に小学校父母会の役員(本節(9)の資料では、父母顧問会議議長)となった。彼はこの学校で航海、中国、戦時捕虜、日本について、年に数回、話をした。

以上から、20年に帰国した後も、クラウスニッツァーはザクセンで、従来と同じように、酪農業の実地労働に終生従事した。長年の修業が実って、彼は24年に搾乳親方に昇格した。「ドイツ牧舎」の就業証明書と感謝状、すなわち、第4節の(1)と(2)も親方昇進になにがしか寄与したであろう。その後も彼は、63歳で死ぬまで、ザクセンの幾つもの農場で酪農専門家として働いた。彼の職場は騎士農場、第二次大戦以後、東ドイツの土地改革終了以後には人民所有農場である場合が多かった。また、第二次大戦後にパウツェン収容所から解放された後の彼は、単位労働組合の幹部にもなった。第一次大戦前にも戦間期にも第二次大戦後にも、彼の退去に際して作成された、ほとんどすべての証明書

は、彼の特徴を勤勉、誠実、有能と記している。

しかしながら、帰国から死去までの35年余りの間に、搾乳親方としての彼の実践活動とは異質の時期が3回あった。1回目は34年1月から9月までであり、ドイツ労働戦線（全国経営共同体、第14、農業）、ライプツィヒ郡経営共同体の下にある、搾乳関係者の職業仲介所に事務職員として勤務していた。これは、本節(6)に記されており、本節(5)では酪農担当者同盟の任務と書かれている。クラウスニッツァーは、ヒトラーの統率するナチス党の一組織、ドイツ労働戦線で活動していたのである。

2回目はドレースデン時代である。本節(7)は、ドレースデン時代の任務がザクセン邦農民団のそれになる、と記している。本節(13)の手紙もザクセン邦農民団の事務所に届けられている。本節(12)によれば、彼は全国農民指導者事務局によってザクセン邦農民団の搾乳者の調停者に招聘された、とされている。彼はドレースデン時代に、33年法に基づく全国食糧身分団の職務に就いていた、と考えられる。

3回目は、45年5月から48年11月までであり、クラウスニッツァーは旧ナチス党党员としてパウツェン⁽²²⁾に拘留されていた。ザクセン地域は第二次大戦敗戦から49年までソ連に占領された（後には90年までソ連圏のドイツ民主共和国、いわゆる東ドイツに属した）から、彼は旧ナチス党党员として追究されたのであろう。ナチス党における彼の地位と、3年半の彼のパウツェン拘留期間の判定要因は、明らかでない。

(注1) ザンクト・ミヒャエーリス (St. Michaelis) 村はブランド＝エルビスドルフ市の西隣にある。ここには騎士農場が存在したことがない。HOS, S.306. したがって、クラウスニッツァーは農民経営に雇用されたはずである。

(注2) 1938年確認文書Cには、この「20年6月1日まで」が重複してタイプされている。

(注3) ザイリッツ (Seilitz) 村はマイセン市の北西にある。この村には騎士農場が存在しなかった。HOS, S.95.

(注4) この証明書が発行された経緯について、ザクセン農業の発展とザクセン邦農業協議会 (Landeskulturrat Sachsen) の活動を概観した著書 (Schöne 1925) は、次のように記述している。「戦前には騎士農場ニーダー・オッテンハイン (NiederOTTenhain) に厩舎の上級酪農担当者のための学校 (Oberstallschweizerschule) が設けられており、厩舎の上級酪農担当者は、そこでの数週間の教習と審査の後、職業上必要な資格と能力の所持に関する証明書を取得することができた。この制度は (第一次大) 戦後に消滅した」。厩舎の酪農担当者層からの要望に基づき、牛類飼養者の同意を得て、「邦農業協議会は今年、厩舎の酪農担当者の試験を開始した。審査委員会は、牛類飼養担当の官吏、農業協議会の専門獣医、熟練農業者と厩舎の上級酪農担当者から構成される。徒弟審査と親方審査が予定されている」。徒弟修業期間終了後に行なわれるべき徒弟審査は、主として搾乳、ブラシかけ、給飼、厩舎清掃などの実務である。親方審査は、申請者が、厩舎の酪農担当者の業務において (担当者として) 規定上の訓練を経ており、厩舎の酪農担当者として最低6年間活動し、最低25歳に達したことを証明した場合には、免除されうる。親方審査の実技試験では搾乳だけが問題となる。専門の獣医が家畜の管理、助産、病気の初期治療、届け出義務ある疾病の鑑別について審査する。審査の一部は厩舎で行なわれる。審査委員会の他の委員が、家畜の評価、給飼、飼育、血統証明書、牛乳の管理、徒弟の教育などに関する知識を確認する。徒弟審査合格者に対しては補助者証明書が、親方審査合格者に対しては親方証明書が農業協議会から交付される。移行期間中には農業協議会が、10年以上その地位にあり、最低35歳に達した、経験ある有能な、厩舎の上級酪農担当者に対して、提出された証明書に基づいて、彼等がその能力を実証したこと、親方審査を免除されること、についての証明書を交付する。Schöne 1925, S.299-300. クラウスニッツァーへの証明書が発行されたのは、ここに引用した最後の規定に基づく。25年出版のこの書物で、筆者は審査開始を「今年」と記しているが、クラウスニッツァーへの証明書の日付 (24年12月) から見れば、少なくとも親方審査免除の場合の証明書交付は24年12月には始まっていたはずである。——オッテンハイン (OTTenhain) 村 (上村と下村) はパウツェン県レーパウ郡にあり、かつては騎士農場がここにあった。HOS, S.456. 騎士農場ニーダー・オッテンハインは総面積133haで、耕地71ha、採草地17ha、放牧地6haなどを持っていた。その所有者は中部ドイツ採草・畜産会社で

あった。Hofmann 1914, S.151.

(注5) これは、本節(2)の証明書に農場借地人ヘンデルと記された人物であろう。ザイリッツ村には騎士農場が存在しなかった(本節(注3)参照)から、彼が借地した農場は、農耕地である。

(注6) ザイリッツ村については本節(注3)を参照。

(注7) 本稿第2節で言及したように、彼は25年3月28日にケツェンブローダ(Kötzschenbroda)村で結婚した。

(注8) タンネベルク(Tanneberg)村には、騎士農場のない、ロホリッツ郡の村(HOS, S.260)と、騎士農場のある、マイセン郡の村(HOS, S.98)があるが、ここでは後者である。騎士農場タンネベルクは総面積211haで、耕地125ha、採草地18haなどを持っていた。Hofmann 1914, S.242.

(注9) 酪農担当者同盟(Schweizerbund)の任務とは、本節(6)の文書に記されている、ドイツ労働戦線の一部門である、搾乳者のための調停事務所(Vermittlungsstelle für Melker)であろう。

(注10) ドイツ労働戦線(Die Deutsche Arbeitsfront)は、ナチス党の一組織であり、その下部組織である全国経営共同体(Reichsbetriebsgemeinschaft)は、全国経営協会とも訳される。

(注11) ルードルフ・ザック(Sack)は農民の子として1824年に、プロイセン王国ザクセン州メルゼブルク県メルゼブルク郡クライン・シュコールロップ(Kleinschkorlopp)村(Ritter 1905, S.1174; Meyer 1916, S.1000)で生まれた。父の農業経営で働くうちに、彼はさまざまな農具、例えば犁を改良し、新型の条播機を考案した。「ルードルフ・ザックの農具」の最初の目録は1854年に出た。彼の農具は至る所の博覧会で評価された。63年に彼はライプツィヒに移り住んで、工場を建設した。工場は次々に拡張され、83年には650人を雇用していた。農具の実験のために農業試験場が創設された。88年には最初の蒸気犁が作業を開始した。91年に息子・娘・義息たちを経営に迎え入れたザックは、1900年にライプツィヒで死去した。1930年の世界経済恐慌のためにザック商会は1,150人を解雇した。32年には従業員は、見習いを含めて96人にすぎなかった。34年に戦車生産が秘密に開始された。39年には農業用機械生産のためのH. Sack 商会が設立された。ルードルフ・ザック農業試験場は1938年頃にグロス・チョヒャー(Großzschocher), クライン・チョヒャー(Kleinschocher), シューナウ(Schönau)の3騎士農場を持っていた。以上、ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答。騎士農場グロス・チョヒャーは、分農場ヴィンドルフ(Windorf)を含めて、総面積711haで、耕地509ha、採草地30haなどを、騎士農場クライン・チョヒャーは総面積215haで、耕地112ha、採草地55haなどを、騎士農場シューナウは総面積316haで、耕地295ha、採草地12ha、放牧地10haなどを持っていた。Hofmann 1914, S.302-303, 308, 310.

(注12) クライン・チョヒャー村は、1891年にライプツィヒ市に併合された。ここには騎士農場があった。HOS, S.222. この騎士農場については、前注を参照。

(注13) マイセン西方のブラーニッツ=デイル(Planitz-Deila)村は、両村が1913年に合併したものである。このうちのブラーニッツには、騎士農場は存在しなかったが、デイル村には存在した。HOS, S.69, 88. 騎士農場デイル(Deyla)は、総面積80haで、耕地70ha、採草地8haの小規模騎士農場であった。Hofmann 1914, S.232. クラウスニッツァーを雇用した農民経営は、旧騎士農場ではないであろう。

(注14) バイヒャ(Beicha)村はロマツチュ市の南西、マイセン市の西にある。ゲーデリッツ(Gödelitz)はかつての騎士農場であり、1950年にバイヒャ村に統合された。HOS, S.65, 71. かつて騎士農場ゲーデリッツは総面積144haで、耕地123ha、採草地12haなどを持っていた。Hofmann 1914, S.232. バイヒャ=ゲーデリッツ人民農場はこの騎士農場の後身であろう。

(注15) プロインスドルフ村と同村にかつて存在した騎士農場については、本稿第2節(注4)を参照。同村の人民所有農場がこの騎士農場の後身であることは、本稿第2節で言及した、プラント=エルビスドルフ市戸籍部の回答に示されていた。

(注16) 事務次官・大統領官房長官(Staatssekretär und Chef der Präsidialkanzlei)として署名したのは、(オットー・レープレヒト・)マイスナー(1880-1953)である。

(注17) 植民地記章(Kolonialabzeichen)は、第一次大戦中にドイツの植民地で活動した人に対して、22年に創設された、小型の記念章で、裏面に針が付いている。中央に象を描いた、この記章は <http://www.google/Bilder/Kolonialabzeichen> で見ることができる。

(注18) この便箋には、最上部に「中部ドイツ最大の専門工場」と印刷され、また、社名の前にW.E.Z.と記されている。ザクセン州立ライプツィヒ文書館によれば、後者は大規模商品売買所を意味する。

(注19) ライプツィヒ郡専門搾乳者集団監督者は、Kreisfachschaftsgruppenwart "Melker" Leipzig の私訳である。

(注20) 個人的および経営的家畜飼育専門家集団は、Fachschaft Tierzucht in der Hof- und Betriebsgefolgschaft の私訳である。

(注21) ここには、「Berliner Illustrierte Blätter」という新聞名が記されている。この名称の新聞は1860年代に発行されて

いた。1940年代に発行されていたのは“Berliner illustrierte Zeitung”であった。テュービンゲン大学図書館回答。
 (注22) この時代に彼は、次女によれば、編み物に身を入れ、ロシア兵に靴下を編んでやった、とのことである。——パウ・クライ（クーリー）は、1911年に植民地勤務の「海軍師団」に応募し、14年1月にハンブルク港を出港して、青島に向かった。青島で「第二部隊」に所属し、日本では丸亀と板東に収容された。彼は神戸出港の豊福丸で帰国した。彼はまた第二次大戦に際して再び召集され、敗戦後はソ連軍の捕虜となつて、パウツェンの収容所に9年間抑留された（抑留期間は一説では56年まで）。彼はエドゥアルト・ライボルトとともに、板東と旧板東収容捕虜との交流に尽力し、70年に板東を再訪した。林 1993, pp. 156-158, 171, 175-176; 棟田 1997, pp. 199, 352-355; 瀬戸 2001, p. 94; 松尾 2002c, 第4節（注4）。クライはクラウドニッツァーより2歳若かった。この両人が青島で同じ大隊の同じ中隊にあり、日本でも同じ収容所にいたわけである。二人は日本からの帰国船も同じであった可能性が高い。さらに、この二人は第二次大戦後にもパウツェンの収容所に（もっとも、クライの収容期間の方がクラウドニッツァーよりも長かったが）収容されていたのである。

(6) 補論1 久留米「収容所楽団」指揮者オットー・レーマンの生涯

久留米「収容所楽団」指揮者オットー・レーマンに関して、私は松尾 2002a, 第4節（注13）で一言言及したが、その後、俘虜名簿で「本籍地」とされているゲリンクスヴァルデ市の戸籍部から回答を得た。さらに、オットーの一人息子、ユルゲン・レーマン氏（ヴァルトハイム市在住）は、10回に亘って、回答と多くの資料を送ってくださった。

それらの資料の中に、デーベルン郡ヴァルトハイム（市）戸籍部の死亡証明書がある。その大要は、1892年9月22日にロホリッツ郡ゲリンクスヴァルデ（市）で生まれ、リンダ・シュレーゲルと結婚したヘルマン・オットー・レーマンは、1971年5月24日にヴァルトハイムで死亡した、というものである。これから判るように、俘虜名簿の「本籍地」はレーマンの出生地である。しかし、次の資料と息ユルゲン氏の回答によれば、彼は生後1年余りでヴァルトハイムに転居し、音楽学校時代と兵役・捕虜期間を除いて、ヴァルトハイムに居住した。したがって、彼の本籍地＝出生地は捕虜当時の家族居住地ではない。

さらに、3ページの本人作成履歴書がある。息ユルゲン氏によれば、これは、帝国音楽院⁽¹⁾（Reichsmusikkammer）総裁宛て34年6月19日という表紙をもつが、一度に書き下ろされたものではない。少なくとも訳文の最後から3番目の文章は36年7月の加筆である。氏名、出生地、生年月日より後の部分を抄訳してみる（以下の訳文で「私」はオットー本人を指す）。私の生後1年で父⁽²⁾が亡くなったので、母は93年末にヴァルトハイムの指物師親方ライヒェルトと再婚し、同市に移り住んだ（母は、私が日本から帰郷した直後に、没した）。私は、ヴァルトハイム市第2国民学校での8年間に、さまざまな音楽教育を受け、音楽家になる決意を固めた。07年4月から3年間、ヴァルトハイム市音楽監督の下で修業した。試験に合格して、10年4月に王立ドレースデン音楽学校⁽³⁾に入学した。授業料は免除されたけれども、苦学した。教師はヴァイオリンのラッポルディ（A. Rappoldi）、指揮の王立ドレースデン管弦楽団指揮者シュトリークラー（K. Striegler）、室内楽のシュテンツ（Stenz）などであった。音楽学校で学んでいるために、私は徴兵を二度延期されていたが、三度目には召集に応じなければならなかった。音楽の能力を発揮するために、私は軍楽隊員になろうと考えた。しかし、ザクセン王国諸部隊の軍楽隊のポストは全部埋まっていた。そこで私は第3海兵大隊に入隊することにした。同大隊軍楽隊長の代理の役割をドイツで果たしている曹長が、仲介してくれたからであ

る⁽⁴⁾。私は13年3月に音楽学校を卒業し、しばらくドレーズデンの劇場で演奏⁽⁵⁾した後、13年10月1日に第3大隊に入隊した。クックスハーフェンで訓練を2月余り受けた後、我々は14年1月12日にそこを出発し、2月27日に青島に到着した。私は第1中隊に配属されたが、直ちに第3大隊音楽隊に入り、副コンサートマスターとなった。軍楽隊長ヴィレ⁽⁶⁾ (O. K. Wille) に率いられる楽団は、オーボエ奏者42人から成り立っており、14年5月には2週間の中国演奏旅行(天津、北京など)をした。ところが、戦雲が立ち上った。7月末に日本の高級軍人⁽⁷⁾が我々の客となった後、「日本はあたかも友好関係に対する反証として我々にも宣戦を布告した」。青島の生活は一変し、軍楽隊は解散となり、団員は第5歩兵堡壘第1(合計80人)の衛生兵となった。すべての結び付きから切断された我々、4,200人のドイツ軍は、最も近代的な戦闘手段を装備した、6万もの圧倒的な日本軍と対峙して、身の毛もよだつ日夜を過ごさねばならなかった。しかし、我々の砲兵隊の弾薬が尽きたので、11月7日に青島は「片付けられた」。補助衛生兵である私も、攻防戦最後の数日には兵員不足から、夜も寝ないで、前線に立たねばならず、日本兵に捕らえられ、まず沙子口へ、次いで日本に運ばれた。3日の航海で門司に着き、直ぐに列車で久留米の収容所に入れられた。その時になっても我々は、それまでの過労のためにヨロヨロとしか歩けなかった。「我々は最も圧迫的な状況の下で捕虜として5年間を過ごした。私はアメリカ⁽⁸⁾の友人から数個の楽器を手に入れることができ、それによって戦友数人とともに、他の戦友たちの悪しき時代をいくらか美化することができた」。待ち望んでいた解放は、ようやく19年12月31日に訪れた。翌20年1月1日に我々は門司に移され、スイス公使に引き渡された。公使から自由を宣告された我々は、同日ヒマラヤ丸に乗船し、64日間航海して、ヴァルトハイムスハーフェン⁽⁹⁾に到着した。同地の通過収容所で数日を過ごしてから、私は3月7日に帰郷した。「ドイツで支配的な状況」は、まったく幻滅させるものであった。私はしばらく休養した後、ヴァルトハイムの市立楽団に入り、27年2月までコンサートマスターを務めた。～7年⁽¹⁰⁾3月から28年12月までライエニヒ⁽¹¹⁾の一映画館のヴァイオリニスト、次いで29年4月から30年8月までヴァルトハイムの一映画館の楽団指揮者となったが、トーキーへの転換のために解雇された。30年12月に結婚し、臨時雇いの音楽家として食いつないだ。私は33年初めにナチス経営細胞組織(N. S. B. O.)の音楽顧問に、同年11月にはヴァルトハイム地区音楽家集団の指導者に任命され、同時に突撃隊隊員(S. A. Mann)として第139突撃隊楽団(Standartenkapelle)に編入された。36年7月から私はさらに、(市)音楽監督兼行進隊(M. Z.)指導者の指揮するヴァルトハイム市立楽団にも、独立の音楽家として属している。しかし、音楽活動による私の収入は小さく、妻も共働きせねばならない。そこで私は、私の職業を捨て、まずまずの生活を妻と将来の家族にさせうる地位を捜すことを決心した。

息ユルゲン氏からの回答によって、彼の経歴を補足する。オットー・レーマンはヴァイオリンの他に、数種の楽器を演奏できた(上記の履歴書に、第3大隊音楽隊はオーボエ奏者42人から成り立つ、との記述があり、日本でも彼はオーボエ奏者と見なされてきた)。上記履歴書以後については文書資料がない。郵便局、ナチス党のドイツ労働戦線で働いたようである。45年に民族突撃隊員(Volkssturmmann)となり、負傷し、2月末に逮捕され、同年7月下旬に解放された。52年までフリーのダンス音楽家であった。その後、ある工場の文書管理担当者として働き、その工場の楽団を指揮していた。60年から年金生活者となった。

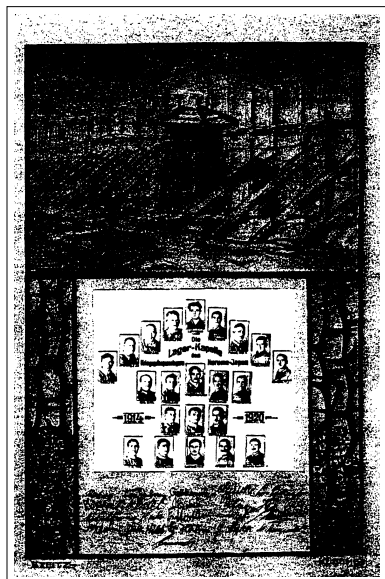
以上でオットー・レーマンの経歴はほぼ明らかになった。彼の生涯は、音楽家としての歩みを第一次大戦と世界恐慌によって阻まれ、ナチス党との関係も生じて、波乱に満ちていた。

私に送られてきた資料の中で、日独戦争・青島捕虜との関連で問題になる文書は、第1に、13年2月のドレーズデン市役所軍事部の出頭（召集）令である。これは、ドレーズデン市第2徴兵委員会の徴兵検査を4月7日にアラウン街40番地の体育館で受けるように、と指示している。ドレーズデン市-A（旧市街）ツァーン小路3番地寄留の兵役義務者、音楽家オットー・レーマン宛である。オットーの徴兵事務は、彼の出生地ゲリンクスヴァルデ市や家族居住地ヴァルトハイム市ではなく、彼の当時の居住地であるドレーズデン市が担当した⁽¹²⁾わけである。

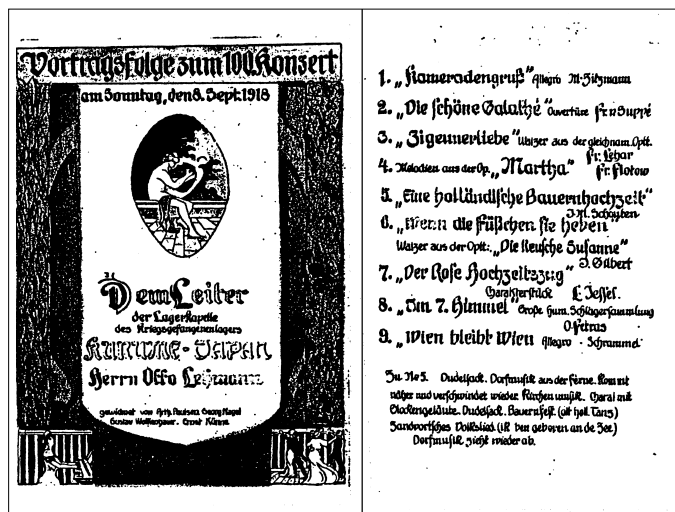
第2はレーマンの軍歴手帳（Militärpass）である。表紙には（ドイツ）帝国海軍第3海兵大隊第1中隊水兵オットー・ヘルマン・レーマン 1913年、とある。1ページには、出生地・生年月日に次いで、職業は音楽家、独身、軍務の開始日は1913年10月1日、3年志願兵（dreij. Freiw.）、と記されている。2ページは、十分には判読できないが、14年11月8日から19年12月30日までの捕虜期間を挟んで、13年10月1日から20年3月4日まで第3大隊第1中隊所属と読んで差し支えないであろう。兵役解除の20年3月4日に下士官（伍長）に昇進している。4ページには膠州保護地（青島）への渡航の年月日と所要日数41日が、5ページには、ヒマラヤ丸による帰航（20年3月3日までの64日間）が記載されている。

第3は兵役解除証明書である。その日付の月は判読しがたいが、20年「3」月3日と読みたい。捕虜収容所の所在地と捕虜番号の項には久留米、612⁽¹³⁾とある。この証明書はヴィルヘルムスハーフェン通過収容所において作成された。

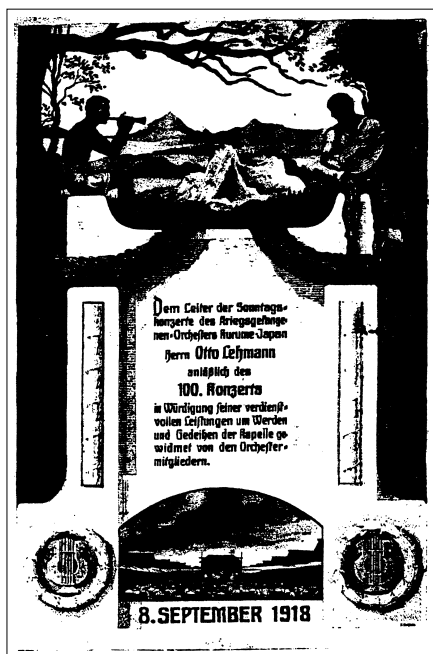
久留米収容所関係の収容所楽団団員名簿、プログラム、感謝状なども興味深い。(1)久留米俘虜収容所楽団1914-1920の文字を入れ、顔写真を配した、団員22人の名簿。指揮者レーマンは最上部に置かれ、他の団員には担当楽器が付記されている。ただし、右下のエムンツ⁽¹⁴⁾は楽団用務員である。各楽器の人数はヴァイオリン10、ヴィオラ2、チェロ3、コントラバス1、フルート1、クラリネット1、トランペット1、トロンボーン1となる。上部はスケッチである。収容所の高い塀と衛兵詰所を描いたものであろう。最下部は署名欄である。ここに21人の署名はあるが、レーマンの署名はない。このことは息ユルゲン氏によっても確認された。したがって、この団員名簿は、団員たちが記念のために署名し合ったもののうちの、レーマンの分であろう。欄外下の STEITZ-KURUME の前者は、19年用「久留米カレンダー」のスケッチ12枚を描いたヴィルヘルム・シュタイツ⁽¹⁵⁾を意味するであろう。(2)18年9月8日の第100回演奏会プログラム。アルト [ウール]・パウルゼン、ゲオルク・ナーゲル、グスタフ・ヴォルケンハウアー、エルンスト・キュンネ⁽¹⁶⁾より久留米収容所楽団指揮者オットー・レーマン氏に捧ぐ、とある。裏面にはズッペ、レハール、フロトウなどの曲目が並んでいる。(3)最下段に1918年9月8日と記され、その上にはほぼ満席の野外演奏会場が描かれた感謝状。久留米俘虜収容所楽団第100回日曜演奏会⁽¹⁷⁾に際して、楽団の創立と発展への功績を称えて、楽団員より指揮者オットー・レーマン氏に捧ぐ、とある。上部左右には、縦笛と撥弦楽器を演奏する人が描かれている。(4)第3回久留米美術・工芸展覧会に際しての18年11月29日付け感謝状。たゆまぬ演奏によってこの展覧会の成功に大いに貢献した収容所楽団指揮者オットー・レーマン氏に、友好的記念のために、



(1) 収容所楽団団員名簿



(2) 第100回演奏会プログラム



(3) 楽団員からの感謝状



(4) 美術工芸展の際の感謝状

と記されている。この文章の下には、上記(3)の感謝状と同じ野外演奏会場が描かれている。ただし、広場には椅子がなく、人もいない。最下段の左は審査員団、右は展覧会主催者の意味であろう。そこに最初に署名したのは、アルトゥール・ビーバー予備少尉⁽¹⁸⁾であろう。(5)これはやや特殊なのであるが、「アメリカ最大のドイツ語新聞」, “Abendblatt” の切り抜きである。練習中の久留米収容所楽団7人の写真が最上段に置かれている。息ユンゲン氏によれば、写真の右から3人目の、ヴァイオリンを持つ人物が、レーマンのようである。「戦争捕虜に楽譜を」という、見出しを持った本文は、15年8月10日付けの投書である。要約すると、「同封した2枚の写真から判るように、我々は楽団を創設しました。楽団は今ではバス1人と数人のヴァイオリンによって、さらに好ましく強化されています。しかし、楽譜が不足しています」。軽音楽、喜歌劇、ワルツ、行進曲などが大衆には必要です。軽快なアメリカのダンス（曲）が特に好まれます。このような曲の室内管弦楽団用楽譜をお願いします。この投書の差出人は日本、久留米、I. K. III. 4. B. 上等兵ゲオルク・フィンスラー⁽¹⁹⁾である。冒頭で新聞編集部は次のように記している。楽譜送付についての捕虜の要望に我々は全力で応じます。「久留米の捕虜のために」と上書きして、本社へ楽譜を送ってください⁽²⁰⁾、と。新聞の発行年月日は不明であるが、15年秋であろう⁽²¹⁾。

(注1) 帝国音楽院は、文化統制のために宣伝省によって33年に設立された帝国文化院（総裁ヨーゼフ・ゲッベルス宣伝相）の下部機関であった。帝国文化院は、最広義の文化活動に携わる個人・団体すべてを、その下部機関に強制加入させ、非アーリア系などの好ましからざる人物を排除した。ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答。したがって、レーマンのこの履歴書は、彼が音楽活動を停止し、帝国音楽院から脱退する意思を表明したものであろう。そして、その後の求職活動の際にも加筆して、利用されたと考えられる。

(注2) ゲリクスヴァルデ市戸籍部の出生記録簿によれば、彼の実父は椅子製造手工業者であった。また、この出生記録簿の欄外にはオットーの結婚の場所（ヴァルトハイム）と年、死亡の場所と年月日が追記されている。

(注3) ドレスデン音楽学校は1856年に創設された。その教師の中には、ドレスデン宮廷楽団（王立、後には邦立ドレスデン管弦楽団）の音楽家たちもいた。例えば、レーマンに指揮を教えたクルト・シュトリークラーは、1912年から50年まで上記楽団の指揮者であった。1900年頃この学校で約500人の生徒が学んでいた。ただし、これは私立学校であり、邦立学校となったのは1937年である。Stimmel 1994, S.229, 360. したがって、レーマンの履歴書に「王立音楽学校」とあるのは、正確ではない。

(注4) この文章から判断すると、兵役義務者は、自邦陸軍のどの部隊にはいるか、それとも、ドイツ海軍のどこにはいるか、をある程度選択できたように思われる。この状況は板東「ドイツ牧舎」のクラウドスニツァーにも当てはまるのではなかろうか。

(注5) 原文には、「ドレスデン・アンサンブルに参加」とある。しかし、正式にこの名称を持つ団体は、当時は存在しなかった。ドレスデン市立文書館回答。したがって、レーマンはドレスデンのいくつかの劇場の一つで、演奏したにちがいない。

(注6) この軍楽隊長 O. K. ヴイレは捕虜になっていない。俘虜名簿, pp. 4, 65を参照。息ユンゲン氏から届けられた、ドイツ語新聞の切り抜きの一つには、O. K. ヴイレ（記事の中央にシカゴの指揮者としての彼の写真がある）と、かつて青島軍楽隊にいた音楽家たちが、米国で演奏会をしばしば開いて成功を収め、その収益金を戦争被害者のために用いている、と記されている。この記事によれば、青島軍楽隊の隊長と隊員の相当部分は、本稿のレーマンと異なって、日独戦争開戦前に青島を離れていたことになろう。この切り抜きの裏面に手書きされた日付は、16年7月26日である。紙名は判読できないが、米国の新聞であろう。

(注7) 瀬戸 2001, p.145によれば、これは陸軍大将福島安正である。

(注8) 後に紹介する、アメリカの新聞, “Abendblatt” への投書は楽譜の寄贈も求めている。

(注9) 捕虜帰国船ヒマラヤ丸の帰着港は従来不明とされてきた。松尾 2002a, 第3節本文を参照。しかし、この履歴書と後に紹介する兵役解除証明書によって、ヴィルヘルムスハーフェンであったことが、判明した。

(注10) これは、27年のタイプミスである。なぜなら、この勤務は1年半であった、と履歴書の別の箇所に書かれている

からである。

- (注11) ライエニヒ(Leienig)という名称の集落は、Ritter 1906にも Meyer 1916にも記載されていない。それは HOS, S. 31* にもない。したがって、ヴァルトハイムの北西に位置するライスニヒ (Leisnig) 市のタイプミスであろう。
- (注12) 松尾 2002b, 第2節(注7) 参照。
- (注13) この捕虜番号は俘虜名簿の番号571とは異なる。その理由は不明である。
- (注14) エームンツについては、瀬戸 2001, p.73を参照。
- (注15) 瀬戸 2001, p.125。
- (注16) ナーゲルとパウルゼンは久留米の笑劇などに出演した。瀬戸 2001, pp.108, 111。キュンネとヴォルケンハウアーは俘虜名簿(pp.35, 66)に記載されている。
- (注17) この第100回日曜演奏会に関しては、同じ9月8日付けの文書がもう一通ある。「我々の収容所楽団の結成と発展、および、元気と勇気を与える、その日曜演奏会についての成果と功績」に感謝して、久留米兵卒収容所は募金21円70銭をオットー・レーマン氏に贈る、と。同時に、この資金を楽団員の食費(!)などに使用するよう、要望されている。
- (注18) 署名を Arthur Bieber, Lt. d. R. と読みうるならば、彼は久留米の演劇活動で最も活躍した一人であった。瀬戸 2001, p.65。
- (注19) ここで上等兵の前に記した4. B. は、S. B.の誤植であろう。また、投書者の姓は Finsler であるが、これは俘虜名簿(p.17)に記載されておらず、類似の姓は Finster であり、両者の名、所属部隊、軍階級と収容所は同じである。したがって、どちらかの姓が誤植であろう。ただし、彼は上記「収容所楽団」団員名簿に記載されていない。この投書が載った“Abendblatt”は、バイエルン州立図書館によれば、正式には“Germania-Herold: Abendblatt”といい、ウィスコンシン州ミルウォーキーで1913年1月から18年5月まで発行された。なお、この写真は、久留米から送られた2枚の中の1枚で、初期の久留米収容所楽団を示す、と考えられる。
- (注20) 息ユルゲン氏から届けられた、ドイツ語新聞の切り抜きの一つは、「日本からの手紙」という、見出しを持つ。その発行年月日は不明である。掲載紙名も、この新聞が、フィンスラーの上記投書を載せた新聞かどうか、を含めて、不明である。しかし、本文にシカゴやオマハを含み、裏面の広告欄にもオマハ(市)、ネブラスカ(州)が出ているから、アメリカで発行された新聞と推定される。記事の内容は、習志野収容所の(パウル・)クロー中佐(俘虜名簿, p.2; 瀬戸 2001, p.98を参照)が婦人救援協会(これも米国の団体であろう)会長に送った手紙である。そこでクロー中佐は、オマハのドイツ人音楽家たちによって集められた、大量の楽譜が、8ヶ月かかって、習志野に到着したこと、習志野収容所は僅かの弦楽器(奏者)しか持っていないので、自分はそれらの楽譜を、かなり大きな楽団のある久留米に転送したこと、ドイツ人作の楽器もシカゴから到着したこと、を確認している。
- (注21) 息ユルゲン氏から送られてきた資料のうち、10点の概要は本文で紹介した。また、ゲリンクスヴァルデ市戸籍部の出生記録簿は(注2)で、元青島軍楽隊隊長・隊員についての新聞切り抜きは(注6)で、第100回演奏会に関連する一文書は(注17)で言及した。さらに次のものもある。(1)唱歌「天兵無敵」楽譜。3番までの日本語の歌詞に無伴奏の旋律が付けられている。作詞・作曲者名はない。少なくとも歌詞は、滑らかに書かれた漢字・平仮名から見て、日本人の手になるものであろう。(2)東京・銀座の十字屋楽器店からのヴァイオリン弦などの発送通知書など6枚。そのうち、2枚はレーマン宛、1枚はベルカー(Berker)宛、1枚は「ウエルク・マイステル」宛である。後者はカルル・ヴェルクマイスター(俘虜名簿, p.64; 瀬戸 2001, p.135を参照)を指すのではなかろうか。ただし、彼は上記「収容所楽団」団員名簿に記載されていない。ベルカーが、俘虜名簿(p.8)によれば、久留米に2人いたベルカー(いずれも、上記団員名簿に記載されていない)の一人であるか、それとも、下記(4)の送金通知書に記された、神戸のA.ベルカーであるかは、不明である。(3)大阪・心齋橋の三木楽器店(あるいは神戸支店)からのチェロ弦などの納品・領収関係文書4通。すべて「シー・ナック」宛である。これはクルト・ナックのことであろう。上記団員名簿に第1ヴァイオリンとして載っている彼は、瀬戸 2001(p.108)によれば、音楽でも演劇でも活躍した。(4)獨亜銀行神戸支店からのレーマン宛送金通知書2通。16年6月の1通には、当地のベルカー(A. Berker)氏の依頼により楽団員8人に、とある。翌月の1通には、当地のベルカー氏から音楽基金に、とあり、11人への支給額が明示されている。その中にアスベックも含まれている。(5)東京・神田のガイザー＝ギルベルト(Geiser & Gilbert)図書・楽器・楽譜株式会社からの納品・領収関係文書7件。5件はレーマン宛、2件はナック宛である。品目は主として楽譜であろう。Schott & Breitkopf & H.(あるいはB & H)(これはBreitkopf & Haertelを意味するであろう)と記されている場合が多いからである。(6)ドレースデンの楽器製作・楽譜出版社、アッカーマン＝レッサー(Ackermann & Lesser)の着払い請求書。これはドレースデン14年6月19日付けのものであるから、注文品の譜面台は、青島宛に発送されたはずである。(7)レーマン指揮・久留米収容所楽団規約についての提案。その第1ページの(1)人員配置の項には「指揮者レーマン、第1ヴァイオリン(a)レーマン、(b)アスベックあるいはナック」、とある。アスベック(俘虜名

簿, p.6; 瀬戸 2002, p.62) は、恐らく途中で習志野に移されたためであろう。収容所楽団団員名簿に含まれていないが、上記獨逸銀行からの送金通知書の1通には、団員として明記されている。(8)久留米劇場参加者名簿(19年12月)。その署名者は、瀬戸 2001 (p.83) が久留米の演劇で活躍した、と記しているクルト・ハリアではなかろうか。(9)久留米収容所劇団第50回公演に際してのレーマンと楽団団員宛の感謝の書簡(19年4月)。劇団主宰者としてそれに署名したのはハリアであろう。(10)音楽・演劇基金(音楽基金、音楽会計)の決算書(15年8月の第1回から17年1月-5月の第7回まで。さらに、17年5月-7月から19年11月-12月まで)。署名者はレーマンであろう。(11)「日曜演奏会プログラム定期送付希望者への要望」(16年9月)。署名者はレーマンであろう。多数の希望者名が書き込まれている。(12)オーストリアのフランツ・ヨーゼフ皇帝の誕生日に収容所楽団の演奏会を開いて、オーストリア兵に募金しよう、との呼びかけと、募金者名簿。(13)レーマン(の楽団)に(コントラ)バスを贈ろう、との呼びかけと、募金者名簿(19年10月)。(14)恐らく上記(13)に関する収支決算書(19年10月)。(15)第16号兵舎照明有限公司決算報告書(19年2月-4月)。(16)「(合奏)許可証」(「二月二十日午前六時ヨリ六時十五分迄ストラッツ大尉室前空地ニ於テ音楽ノ合奏ヲ許可ス 二月十九日 日直士官」。久留米では、僅か15分(!)の合奏でさえも収容所当局の許可を必要としたことが分かる。年は記載されていないが、瀬戸 2001 (p.126)によれば、H.フォン・シュトラッツ大尉の収容所は熊本→久留米→習志野と移ったから、彼の久留米時代ということになる。ただし、同大尉の移動の時期は不明である。なお、シュトラッツ大尉については、本稿第7節の第1表2-1-6も参照。(17)「展覽會場出入許可證」。第3回美術・工芸展覽會が(18年11月に)開催される。その規模は15年秋の第1回、16年秋の第2回よりも大きくなった。次の人々に感謝したい。このような内容を記した印刷物の第1ページの左側に、収容所長印を押した、この許可證が複写されている。(18)久留米市両替町杉野齒科醫院の領収書(大正5年10月)。さらに、私には理解できない、いくつかの資料もある。これらレーマン関係文書すべてのコピーは久留米市教育委員会に寄贈されている。

(7) 補論2 「俘虜名簿」の「本籍地」と出生地との関係

「俘虜名簿」には各捕虜について「本籍地」(Heimatsort)の欄がある。本籍地の概念を知らなかった青島捕虜は、これの届け出を日本側から求められたとき、本籍地をどのように理解して、どこを記入したのであろうか。各人の出生地は、ある程度は検証可能なので、それとの関係を検討してみる。第1表は、博士、貴族、高級軍人、それ以外の捕虜(主としてザクセン王国出身者)について、俘虜名簿の本籍地と出生地との関係を、私に調査可能であったかぎり、取りまとめたものである。氏名に続く[]は、俘虜名簿の本籍地とページ数を、()は調査結果としての出生地を、最後の< >はその典拠を示す。(1)博士において出生地は学位論文末尾の履歴書から取られた。典拠の< >は学位論文提出大学と提出年を意味する。検索は主としてテュービンゲン大学図書館、一部はフンボルト大学図書館によった。(2)貴族について(a)(b)…は、生没年から見て、該当する可能性のある人物を示す。貴族系譜書、いわゆるゴータの検索は主としてヴェルテンベルク州立シュトゥットガルト図書館に依頼した。(3)高級軍人については主としてヴェルテンベルク州立シュトゥットガルト図書館、一部はテュービンゲン大学図書館による。

第1表 俘虜名簿の本籍地と出生地との関係

(1) 博士

(1-1) 出生地が俘虜名簿の本籍地と同じである場合

- (1) Dieckmann, Paul [Rostock, p. 1] (Rostock) <Rostock 1904>
- (2) Mohr, Friedrich Wilhelm [Engers / Rhein, p. 3] (Engers a. Rh.) <Marburg 1913>
- (3) Othmer, Wilhelm [Utwerden=Uthwerdum, Aarich=Aurich, p. 3] (Uthwerdum, Kreis Aurich) <Berlin 1914>
- (4) Solger, Friedrich⁽¹⁾ [Berlin, p. 4] (Berlin) <Berlin 1902>

(1-2) 出生地が俘虜名簿の本籍地と異なる場合

- (1) Bohner, Hermann [Mannheim, p. 9] (Abokobi, Afrika) <Erlangen 1914>
- (2) Hack, Friedrich Wilhelm [Freiburg / B., p. 2] (Köln) <Bonn 1910>
- (3) Vogt, Karl [Nienburg, p. 4] (Bernburg / Anhalt) <Rostock 1903>
- (4) Wegmann, Oskar C. von [München, p. 4] (Köln) <Regensburg 1909> ((2 - 2 - 14) を参照)
- (2) 貴族
 - (2 - 1) 出生地が俘虜名簿の本籍地と同じ場合
 - (1) Kessinger, Friedrich (Wolfgang Curt) von [Dresden, p. 2] (Dresden) <Briefadel, Jg. 5, 1911, S. 502>
 - (2) Koch, Erwin von (Erwin Victor Koch) [Hamburg, p. 32] (Hamburg) <Briefadel, Jg. 23, 1931, S. 372>
 - (3) Martin, Hans (Hermann) von [Rothenburg / Lausitz, p. 3] (Rothenburg / Lausitz) <Briefadel, Jg. 32, 1940, S. 393>
 - (4) Prachma, Cains (Cajus Maria Albrecht Michael Franz) Graf [Falkenberg, p. 3] (Falkenberg) <Gräfl. Häuser, Jg. 115, 1942, S. 413>
 - (5) Schlick, (Albert Heinrich) Friedrich (Franz) von [Wandsbeck / Altona, p. 3] (Hamburg-Wandsbek) <Briefadel, Jg. 31, 1939, S. 532>
 - (6) Strantz, Harry (Leopold Erdmann Hermann) von [Görlitz, p. 4] (Görlitz) <Uradel, Jg. 25, 1924, S. 664>
 - (7) Wilucki, Günther (Adolf Theodor) von [Dresden, p. 4] (Dresden) <Briefadel, Jg. 11, 1917, S. 953>
 - (2 - 2) 出生地が俘虜名簿の本籍地と異なる場合
 - (1) Bernhardi, Friedrich (Otto Ludwig Richard) von [Hirschberg, p. 1] (Berlin) <Briefadel, Jg. 3, 1909, S. 35>
 - (2) Bobers, Wilhelm W. (Werner Otto August Emil) von [Oldenstadt, p. 1] (London) <Briefadel, Jg. 33, 1941, S. 49>
 - (3) Bodecker, Karl (Friedrich Georg) von [Kiel, p. 1] (Friedenthal, Ostpr.) <Briefadel, Jg. 1, 1907, S. 65>
 - (4) Borcke, Otto (Ferdinand Karl) von [Weissenthurm, p. 1] (Mewe) <Uradel, Jg. 12, 1911, S. 95>
 - (5) Hertling, Georg Freiherr von⁽²⁾ [Würzburg, p. 2]
 - (a) Georg von Hertling (Lipik) <Freiherl. Häuser, Jg. 89, 1939, S. 209>
 - (b) Georg Maria Johann Karl von Hertling (Wertheim) <do.>
 - (6) Hofenfels, Hermann (Maximilian Oskar Moritz) Freiherr von [Baden-Baden, p. 2] (Dürkheim a. Haardt) <Freiherl. Häuser, Jg. 89, 1939, S. 222>
 - (7) Kayser, Georg (Karl Edwin Robert August) von [Darmstadt, p. 2] (Neisse) <Briefadel, Jg. 2, 1908, S. 555>
 - (8) Mauchenheim, W. Freiherr von, v. Bechtolsheim gen. (Wilhelm Alfred Maria von Mauchenheim gen. Bechtolsheim) [Hohenturm / Bad Tölz, p. 3] (Hohenburg) <Freiherl. Häuser, Jg. 29, 1942, S. 322>
 - (9) Schönberg, Rudolf von [Purschenstein, p. 3]
 - (a) Hans Rudolf von Schönberg (Stuttgart) <Uradel, Jg. 40, 1941, S. 491>
 - (b) Horst Rudolf von Schönberg (Stuttgart) <do.>
 - (c) Kaspar Rudolf von Schönberg (Stuttgart) <do.>
 - (10) Seckendorff, Oscar (Aloys Robert) Freiherr von [Foochow, Südchina, p. 4] (Moskau) <Freiherl. Häuser, Jg. 90, 1940, S. 569>
 - (11) Seebach, Thilo (Bernhard Oskar Stephan) von [Wiesbaden, p. 4] (Leipzig) <Uradel, Jg. 39, 1940, S. 594>
 - (12) Tucher, Christof Freiherr von [München, p. 61]
 - (a) Christopf August Heinrich von Tucher (Nördlingen) <Freiherl. Häuser, Jg. 90, 1940, S. 642>
 - (b) Christoph Karl Lorenz von Tucher (Feldmühl) <Freiherl. Häuser, Jg. 90, 1940, S. 643>
 - (13) Wedel, Hasso von [Wilhelmshaven, p. 4]
 - (a) Hasso Sebastian Georg von Wedel (Berlin) <Uradel, Jg. 41, 1942, S. 567>
 - (b) Hasso Karl Magnus Wilhelm Heinrich von Wedel (Berlin) <do.>
 - (c) Hasso Hans Joachim Heinrich von Wedel (Neurode) <Uradel, Jg. 41, 1942, S. 578>
 - (d) Hasso Otto von Wedel (Sarranzig) <Uradel, Jg. 41, 1942, S. 582>
 - (e) Hasso Lupold Lewin von Wedel (Ganten) <Uradel, Jg. 41, 1942, S. 598>
 - (14) Weegmann, Oskar C. (Carl) von [München, p. 4] (Köln) <Briefadel, Jg. 31, 1939, S. 639> ((1 - 1 - 4) を参照)
- (3) 高級軍人
 - (3 - 1) 出生地が俘虜名簿の本籍地と同じ場合
 - (1) Boethke, Paul [Thorn, p. 1] (Thorn / Westpr.) <Admirale 1988, S. 136-137>
 - (2) Meyer-Waldeck, Alfred [Petrograd, p. 4] (St. Petersburg) <Admirale 1989, S. 484-485>
 - (3) Saxer, Ludwig [Carlsburg / Neumark, p. 3] (Carlsburg / Neumark) <Admirale 1990, S. 182-183>
 - (4) Vollerthun, Waldemar [Fürsterau / Westpr., p. 4] (Fürstenu / Westpr.) <Admirale 1990, S. 492-493>

(2a) Waldeck, Alfred Meyer (3-1-2 を見よ)

(3-2) 出生地が俘虜名簿の本籍地と異なる場合

(1) Hass, Gustav [Wilhelmshaven, p. 2] (Lippinken / Westpr.) <Admirale 1989, S. 27-28>

(4) 博士、貴族と高級軍人を除く捕虜

(4-1) 出生地が俘虜名簿の本籍地と同じ場合、および、両者が同じである可能性がある場合 (4-1-5)

(1) Barth, Johannes [Bremen, p. 6] (Bremen) <松尾 2002c, 第4節(注4)>

(2) Berliner, Siegfried [Hannover, p. 8] (Hannover) <松尾 1998a, p. 143>

(3) Böhm, (Karl) Paul [Freiburg=Freiberg, p. 9] (Freiberg) <松尾 2002b, 第3節(注2)>

(4) Claussnitzer, Franz (Otto) [Brand, p. 12] (Brand) <松尾 2002d, 第2節>

(5) Hiller, Kurt [Niederjahna bei Meissen, p. 25] (Niederjahna 村は家族住所であろう。出生地であるかもしれない) <松尾 2002d, 第1節(注5) 第2 (iv)>

(6) Kley, Paul [Waltershausen, p. 31] (Waltershausen) <松尾 2002c, 第4節(注4)>

(7) Lehmann, (Hermann) Otto [Geringswalde, p. 36] (Geringswalde) <松尾 2002d, 第6節>

(8) Leipoldt, Eduard [Unterlautertal] (Unterlautertal) <松尾 2002c, 第4節(注4)>

(9) Meissner, Kurt [Hamburg, p. 39] (Hamburg) <松尾 2002c, 第4節(注4)>

(10) Miedtank, Max [Lossen, p. 40] (Lossen) <松尾 2002d, 第1節(注5) 第2. (xvi)>

(11) Stecher, (Georg) Walter [Dresden, p. 4] (Dresden) <松尾 1998a, p. 126>

(12) Thiele, (Paul) Johannes [Zittau, p. 60] (Zittau) <松尾 2002d, 第1節(注5) 第2. (iv)>

(4-2) 出生地が俘虜名簿の本籍地と異なる場合

(1) Fischer, (Friedrich) Paul [単に Grünau, p. 17] (ザクセン王国 Wildenfels) <松尾 2002d, 第1節(注5) 第2. (xvi)>

(2) Ueberschaar, Johannes [Bochum, p. 4] (Meißen) <松尾 1998a, p. 147>

以上から、俘虜名簿の本籍地は出生地である場合が多い (27人。うち1人は可能性の高い人) が、そうでない場合も少ない (21人。博士の Wegmann と貴族の Weegmann は同一人物である) ことが判る。本籍地は直ちには出生地ではない⁽³⁾わけである。これは貴族の場合に、とくに顕著である⁽⁴⁾。他方で、ある集落を本籍地として届け出たが、それはドイツ国民にとって日本式の本籍地ではありえない、奇異な事例もある。外国が本籍地とされている場合である。

まず、中国を本籍地とした捕虜はかなりの数に達する。将校で H. Buchenthaler (p. 1), G. O. Rettberg, C. Rothkegel, W. Schliecker (以上, p. 3), O. Freiherr v. Seckendorff (第1表2-2-10), O. Tabbert, E. Will, M. Zimmermann (以上, p. 4), 准士官以下で H. Bahlke (p. 6), Th. Böhnert (p. 9), R. Boerstling (p. 10), K. Graf v. Brockdorff (p. 11), A. Doehn (p. 14), K. Düring (p. 15), P. Frank, J. Friedrichsen (以上, p. 18), F. A. Gröteke (p. 21), J. Hartzenbusch (p. 23), E. Hellmann (p. 24), F. Irmer (p. 27), G. Kleffel, J. Kleffel, P. Klement, A. Klingmüller (以上, p. 31), E. Kopp (p. 33), L. Land (p. 35), P. Lingmann, H. Luthmann (以上, p. 37), E. Matz (p. 38), M. Meiser (p. 39), H. L. Meyer, P. Meyer (以上, p. 40), J. Nölke (p. 43), Ph. Orlob, F. Oster (以上, p. 44), M. Radau (p. 47), W. Roeper (p. 49), G. Scharlemann, E. Scherer (以上, p. 51), G. Schlagdenhaufen, W. Schlemper (以上, p. 52), R. Schmidt, O. Schneider (以上, p. 53), H. Schulze (p. 55), P. Seidel, F. Siemssen, W. Siemssen (以上, p. 56), W. Stephan (p. 58), Th. Theen, G. Tolle (以上, p. 60), J. Voskamp (p. 62), F. Weinholz (p. 63), E. Westphal (p. 64), H. Wiesendt (p. 65) の54人である。これは捕虜総数の1%を超える。

ロシアの場合として将校に A. M. Waldeck (=Meyer-Waldeck, p. 4, 第1表3-1-2), 准士官以下に W. Blomberg (p. 9), V. D. Ivanoff (p. 27), Th. Jeratsch (p. 28), E. Nottmeyer (p. 43), B. Richter (p. 48), E. Schulz (p. 54), R. Welzel (p. 64) の8人がいた。日本を本籍地として申告したのは、准

士官以下だけで、H. Andrea (p. 5), H. Grossmann (p. 21), W. Helm (p. 24), Ch. Hoyer (p. 26) の 4 人であった。さらに、オランダが H. Jebsen (p. 28), F. Sandhövel (p. 50), Th. Schmitz (p. 53), P. Thevis (p. 60) の 4 人、スイスが A. Dietz (p. 14), J. Dold (p. 14) の 2 人であり、各 1 人としてルクセンブルクの R. Wessoly (p. 64), エジプトの H. König (p. 32), アメリカの E. Nielsen (p. 42), ブラジルの A. Spann (p. 57), アルゼンチンの W. Weiss (p. 64) がいた。

一層奇異なことに、ドイツと外国の集落を本籍地として二重に申告した捕虜もいた。H. Tostmann (Bettrum [Hannover] / Tientsin, p. 4), W. Beck (Wladiwostock / Düsseldorf, p. 7), A. Boese (Otaru / geboren Wanne i. W. [Westfalen], p. 10), H. Hake (Hankau [漢口] / Leer i. Ostfriesland, p. 22), A. Korn (Shanghai / Weissenfels a. d. Saale, p. 33), W. Spiro (Hamburg / Kobe, p. 57) の 6 人である。申告された外国の内訳は、中国 3, 日本 2, ロシア 1 である。

以上のように、77 人が本籍地とした外国集落は、出生地（確実には Meyer-Waldeck の場合）あるいは召集直前の居住地を示し、6 人の二重申告の場合のドイツの集落は出生地（確実には A. Boese の場合）あるいは家族居住地を示すのではないであろうか。

(注 1) フリードリヒ・ゾルガー (ゾルゲル) は坂東収容所における新聞編集、演劇、講演会などの活発な活動によって、「博学の典型」あるいは「所内最高の知性」と目されている。富田 1981, p. 33; 鳴門市史 1982, pp. 762, 765-766; 富田 1991, pp. 85, 139, 174-176, 214, 218, 226, 239, 11, 31; 林 1993, pp. 98, 104, 108, 116; ドイツ館 2000, pp. 38-39, 45, 66-67; 瀬戸 2001, pp. 123-124. ゾルガーは、才神 1969 (p. 148); 林 1993 (p. 116) によれば、「ライプツヒヒ大学を卒業した文学博士」であった。しかし、ライプツヒヒ大学文書館によれば、彼は同大学に在籍せず、学位論文も提出していない。ライプツヒヒ大学文書館回答。学位論文の履歴書によれば、彼は 1877 年にベルリンで生まれ、ベルリン大学などで学び、1902 年にベルリン大学に哲学 (理学) 博士学位論文を提出した。チュービンゲン大学図書館回答。なお、板東収容所印刷所から出版された『故国の土と父祖の血』(鳴門市ドイツ館所蔵) の著者ゾルガーの名は、E. とされることがあるが、F. である。これはフリードリヒの省略形のはずである。

(注 2) フォン・ヘルトリックは本稿、第 6 節で触れた、久留米収容所楽団団員名簿に含まれ、第 1 ヴァイオリンの一人である。さらに、瀬戸 2001 (p. 86) によれば、彼は収容所の「シンフォニー・オーケストラ」を時には指揮し、作曲もした。

(注 3) 松尾 2002b, 第 2 節で明らかになったように、俘虜名簿の本籍地と板東収容所故国住所録の本国連絡先から見て、本籍地と本国連絡先をとともザクセン王国にもつ板東収容捕虜は 51 人であった。そして、彼等の 67% に当たる 34 人については、本国連絡先と本籍地とが一致した。この 34 人の本国連絡先=本籍地は、相当に高い確率をもって、彼等の出生地であろう。

(注 4) 大分、後に習志野に収容されたルドルフ・フォン・シェーンベルク少尉は、プルシエンシュタインを本籍地と届け出た。それに対して、彼の可能性のある、第 1 表 2-2-9 の 3 人は、そこを出生地としていない。同少尉の本籍地とされているプルシエンシュタインは、ザクセンの旧貴族シェーンベルク家が何世紀も支配・所有してきた城館の所在地であった。Schlesinger 1965, S. 290.

(8) 終わりに

フランツ・クラウスニッツァーは、63 年余の生涯のほとんどをザクセンで送り、畜産・酪農業の現場で長年働いた。大抵の証明書は彼の誠実と勤勉を保証している。しかし、第一次大戦直前に徴兵年齢に達し、第二次大戦後に没した彼の生涯は、二つの大戦によって波乱に満ちたものとなった。第 1 に、彼は青年時代の 6 年余 (20 歳から青島に駐屯した、とすれば 8 年余) を東アジアで過ごし、まず

青島守備軍の兵士となり，次いで丸亀収容所の捕虜として収容された．彼は，ここから板東収容所に移された後，創設期「ドイツ牧舎」を技術的に指導し，その恩人となった．第2に，ナチス党支配期にその黨員としても活動したために，彼は第二次大戦後に3年半も拘留されたのであった．

Leben des Gefreiten und Melkermeisters Franz Claußnitzer aus Brand-Erbisdorf 1892–1955

Nobushige Matsuo

- (1) Einführung
- (2) F. Claußnitzers Geburts- und Sterbedatum
- (3) F. Claußnitzers Lehrzeit vor der Abfahrt nach Tsingtau (China) 1892–1912
- (4) F. Claußnitzer zu Bandou (Japan) aufgrund deutscher Quellen 1917–1919
- (5) F. Claußnitzer nach der Heimkehr aus Japan 1920–1955
- (6) Anhang 1. Leben des in Geringswalde geborenen Dirigenten der Lagerkapelle zu Kurume, Otto Lehmann 1892–1971
- (7) Anhang 2. “Heimatsort” im “Verzeichnis der Kriegsgefangenen 1917” und Geburtsort
- (8) Zum Schluß